第Ⅲ章
保存管理

第Ⅲ章　保存管理

１．保存管理の基本方針

＜保存管理の原則＞

○史跡佐渡金銀山遺跡の保存を原則とする

○史跡佐渡金銀山遺跡の特徴・価値と構成要素を踏まえた保存管理を行う

○佐渡の地域特性や遺跡の立地環境を踏まえた適切な保存管理を計画する

史跡指定地は、海岸部から山間部にかけて点在しており、点的で範囲の狭いもの、広大な面積を有するものなど、さまざまな立地条件のもとに分布している。また、土地所有の状況や遺構の時代、要素の内容・性質等によって、それぞれ現状も異なるため、保存管理の方向性も多様に考えられる。

そのため、保存管理にあたっては、このような史跡指定地の特徴を踏まえた、地区区分を設定し、地区ごとの保存管理方針や現状変更等の取扱い方針等を示す。

＜保存管理の基本方針＞

ア．史跡佐渡金銀山遺跡及び周辺環境を構成する要素の特定

史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素を、「本質的価値を構成する諸要素」と、「その他の要素」に特定・区分する。史跡の保存に密接に関わる「周辺環境を構成する諸要素」についても特定する。

イ．「史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素」毎の保存管理方法の提示

史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素毎に適切な保存管理の方法を示す。特に当該指定地内は、中近世から近現代にわたる多様な要素が遺存するため、現存遺構の構造素材の状況等にも配慮しながら要素の性質、現状等に応じた保存管理を行う。

とりわけ近代以降のコンクリート造及び鉄骨造の建造物・構造物は解体による修復が困難であるため、保存の状況に応じて補強や劣化の進行防止策を講じる。そのため、必要な経過観察を行って保存状態を継続的に把握する。コンクリートや鉄の保存に関しては、国内外でも統一的な基準や指針等は示されていない現状であるが、各地で試行的な取組も進められている。修復に関する最新情報を収集しつつ、様々な分野の専門家の指導を得ながら試行的な取組を積極的に進めていく。

一方、佐渡金銀山遺跡は地下遺構を中心とした考古遺跡が主体で、その多くが広大な樹林地に覆われた指定地内に広範囲に分布しており、遺構の立地環境も山林内や急峻な斜面地など様々である。そのため、遺跡の保存管理は、遺構の保存と森林の保全の調和を図りながら適切に実施していくとともに、地域環境の特性、個々の遺構の立地環境を踏まえた適切な保存管理を計画する。

ウ．地区区分に応じた保存管理と現状変更等の取扱基準の提示

史跡佐渡金銀山遺跡は、その立地条件や所有状況、遺構の性質等が異なるものの、史跡指定地は、海岸部から内陸の山間部にかけて、一定のまとまりある地区に分布している。保存管理にあたっては、まとまりのあるエリアに応じた保存管理を実施することが効率的である。そのため、地区に応じた保存管理の方法を示すとともに、今後指定地内で予想される現状変更等の各行為に対する取扱基準を示す。

エ．防災への対応方針の提示

史跡佐渡金銀山遺跡は、指定地が海岸部から山間部の広域に分散しており、地震、大雨・洪水、雪害、波浪災害、土砂災害等の自然災害や、火事等の人為的災害が発生した場合、遺構が損傷する可能性が高い。特に本史跡の山間部では落石や地盤の自然崩壊等によるき損のリスクも抱えている。現在、史跡指定地内を通る県道や二級河川へ落石等が発生した場合は、施設管理者である県地域振興局による対応が行われている。広大な本史跡を災害から守るため、想定される災害及び地区区分ごとの災害への対応方針を検討する。

オ．史跡の周辺環境の保全

山林や市街地、沿岸に立地する史跡指定地の周辺環境及び景観との一体性を確保すること、史跡からの眺望や史跡への良好な眺望を保全することを考慮して周辺域の環境保全の方向性を検討する。

カ．保存を前提とした活用の推進

史跡としての価値の保存を前提として、価値の顕在化や普及のために必要な活用策を推進する。佐渡金銀山遺跡は佐渡市を代表する観光資源でもあり、世界遺産暫定一覧表に記載されたことで、今後はさらに国内外からの多くの観光客が訪れることが予想される。しかし、史跡内は鉱山遺跡としての性格や、立地等の特性から人の立ち入りが困難な場所も存在するため、来訪者の安全確保と本質的価値の理解との両立を図ることを念頭においた整備と活用策を検討する。

キ．円滑な管理運営に向けての体制整備

史跡の管理団体である佐渡市は、地域住民や所有者、管理者など関係機関等との連携による円滑な保存管理と整備・活用を実施するために必要な体制整備を図る。特に近現代遺跡の大半は、鉱業法に基づく鉱山施設の管理者であり、土地所有者でもある株式会社ゴールデン佐渡が公開を含めた管理運営を行っているため、管理団体である佐渡市との十分な調整のうえ円滑な管理運営を行う必要がある。

ク．総合的な調査の推進と追加指定等の検討

史跡指定地及び周辺域のみならず広く佐渡島内に遺存する佐渡金銀山遺跡の内容等を把握し、適正な保存管理策を講じるためにも、関連する遺跡の分布状況や性質等の把握を目的に、絵図や古文書などの歴史資料も含めた総合的な調査を継続的に推進する。また、継続的な調査を実施する中で、佐渡金銀山に関連する重要な遺跡が明らかになった場合は、必要に応じて追加指定等による保護策を講じる。

ケ．計画的な公有化

史跡佐渡金銀山遺跡は、指定面積の約４分の１が民有地である。そのため、史跡指定地内における現状変更等の規制により、土地等の利用に著しい支障が生じる際の財産権の制限に対する補償的措置や、効果的な整備・活用を図るために、公有化の検討を進める。

公有化にあたっては、土地所有者の要望や、史跡の保存管理・整備・活用上の観点、予算措置を考慮しつつ、優先順位を検討し、計画的な公有化を行う。

2．史跡を構成する要素の特定

（１）史跡を構成する要素の整理

史跡の本質的価値を適切に保存するためには、史跡を構成する諸要素の価値に応じた適切な保存管理の方法と現状変更等の取扱い基準を定める必要がある。

そのため、史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素（A）を、本質的価値を構成する枢要の諸要素（以下A-1「本質的価値を構成する諸要素」という）と、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素（以下A-2「その他の諸要素」という）に区分する。

本質的価値を構成する諸要素は、金銀生産に関わる生産活動関連遺跡・鉱山経営関連遺跡、金銀生産・経済等の活動に関わった人々の集落遺構・信仰関連遺跡・墳墓及び碑といった、土地と一体となったこれらの遺跡を構成する遺構等であり、その他の諸要素には、遺構の保存施設や活用施設といった史跡の保護に有効な要素と、史跡と直接関連しない施設などがある。

また、史跡周辺には佐渡金銀山に関わる歴史的要素や史跡と連続する地形等の自然的要素、住民生活等に関連する社会的要素など史跡の保存管理に影響する要素がある。これらの要素を史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素（B）として抽出し、その保全の在り方について検討する。

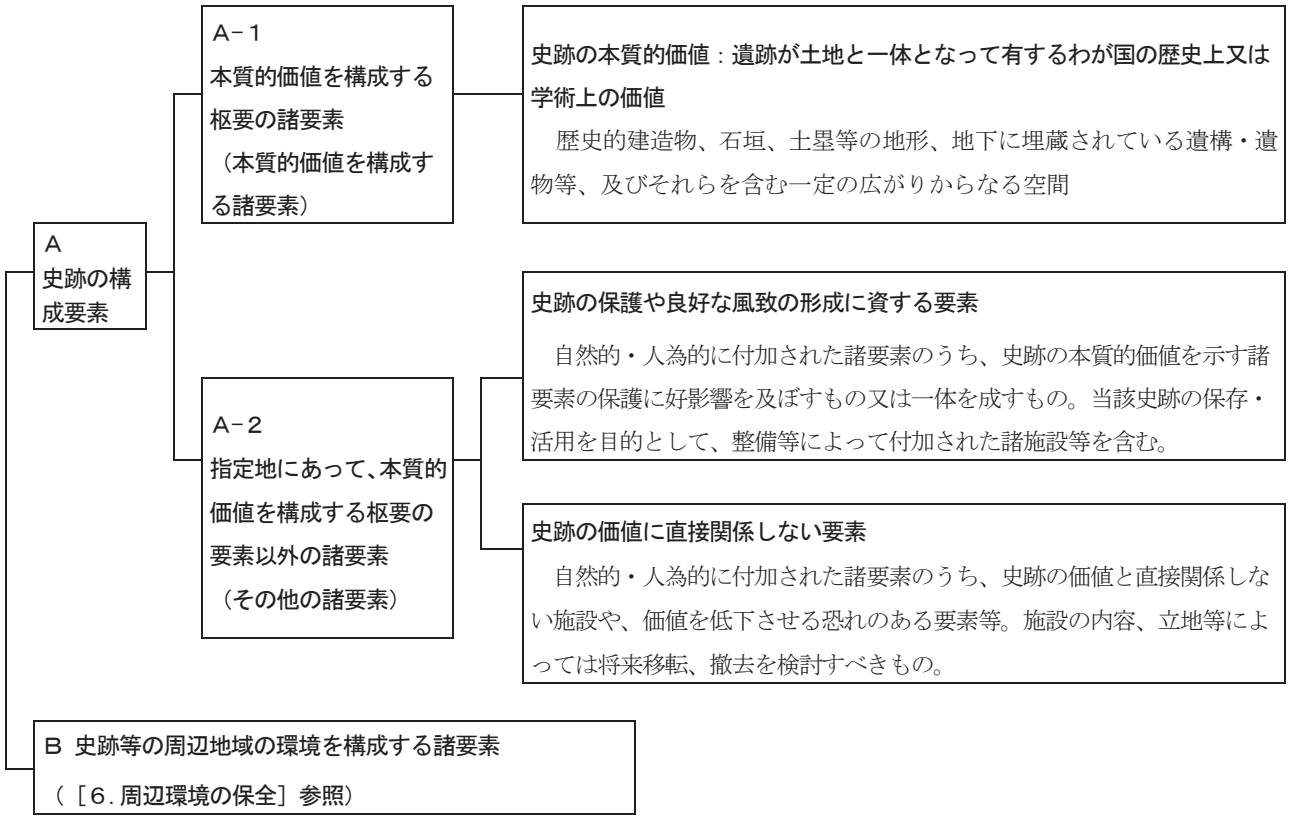

図 3-1：史跡等の構成要素図

（「史跡等整備のてびき－保存と活用のために－」より　一部編集）

（２）史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素

前項の整理を踏まえて、史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素について、以下のように整理する。

A 史跡佐渡金銀山遺跡を構成する諸要素

A-1 本質的価値を構成する諸要素

ア 地上遺構、動産類、遺構以外の要素

・地表上に露出した鉱山関連遺構で、歴史的な建築物、工作物、土木構造物とこれらを建造するための人工的な造成地形［中近世～近現代採鉱関連遺構、中近世鉱山集落関連遺構、近現代生産関連遺構（発電所跡等）、近現代運搬関連遺構（鉱車軌道等）等］
・近現代の建造物と一体となった機械等動産類（発電機器類等）

イ 地下遺構

・これまでの各種調査で鉱山関連遺跡の遺構が埋蔵されていることが明らかな場所

ウ 地下遺構・地上遺構と一体となった土地

・遺構の存立する土地で、遺構と一体となった土地、空間（金銀鉱脈を包含し露頭掘りによって割戸の形状や裸地となった山稜、クレーター状の採掘坑等）

エ 本質的価値に準ずるもの

・鉱山休山時に存立していた歴史的建造物以外の鉱山関連建造物等

A-2 その他の諸要素

ア 史跡整備関連施設

・保存・活用を目的に整備された案内板等サイン類、ガイダンス施設、広場等の空間、遺構の整備施設、休憩施設、管理施設等

イ 自然的要素

・直接的に遺構に関連しない、自然の河川や海岸、山等の地形や植栽・自生している植物

ウ 社会的要素

・住民生活に関係する道路、河川、防災、電柱等の公益的施設、史跡以外の文化活動に供するための展示・体験施設、駐車場・売店・食堂等の便益的施設の建築物・工作物・土木構造物

史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素

・丘陵・河川・海岸等良好な景観や環境保全機能を発揮している森林等

史跡の価値に直接関係しない要素

・遺構に損傷を与える恐れのある樹木、史跡景観を阻害する恐れのある施設等

B 史跡佐渡金銀山遺跡の周辺環境を構成する諸要素

B-1 歴史的要素

ア 佐渡金銀山関連遺跡

・指定地の遺構と連続する形で遺存する遺跡や、佐渡金銀山遺跡に含まれ周辺に分布する遺跡

イ その他歴史的要素

・歴史的な街区や歴史的建築物、工作物等

B-2 自然的要素

・自然の地形、植生等

B-3 社会的要素

・住民生活等に関連する建築物・工作物等

図 3-2：第Ⅱ期計画における構成要素図

３．保存管理の方法と地区区分

（１）保存管理の方法

史跡佐渡金銀山遺跡を適切に保存管理するための具体的な方法としては、大きく「管理」と「復旧」がある。保存管理にあたっては、史跡を構成する諸要素の内容や史跡の状況等に応じて、必要な管理や復旧等の対策を講じることとする。

表 3-1：保存管理の方法

管理	史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置			
	保存管理	維持管理	点検	史跡の本質的価値を構成する諸要素、保護に有効な要素、整備施設等の見回り、保守点検等
			維持的措置	清掃・除草・水やり等や、維持的措置の範囲としての軽微な補修等
		保存施設	史跡の標識・説明板・境界標識・囲さく、保護覆屋等の設置等	
	防災	防災施設	木材等可燃性からなる建造物等の火災防止のための防火施設の設置等	
		自然災害に対する補強等	建造物等の構造の補強等	
		斜面地等の崩落防止	急峻な斜面地等への土留施設等の設置等	
		病虫害防除	木造建造物や樹木の病虫害防除、被害拡大防止措置等	
復旧	史跡がき損し又は衰亡している場合に、き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置			
	遺構保存	保存処理	遺構の劣化及び風化等の進行防止や速度低下のための処理を施すこと。	
		保存環境の改善	遺構保護の観点からの覆土や土砂の撤去、植物の伐採・植栽等植栽管理、排水等水処理施設の設置等を行うこと。	
	修復	保存修理	き損し又は劣化及び風化、破損している遺構をもとの素材及び工法を用いてき損等の前の状況に復すること。 但し、近現代遺跡の建造物や工作物については、各種調査に基づき、その状況に応じた適切な修理方法を検討する。	
		復元修理	保存修理の一部、欠失又は改変によって価値が低下した遺構の一部を復元すること。	

次ページ以降に、保存管理の方法について、項目別に基本的な方法についてまとめる。

1）　管理

史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置の対象となる要素、保存管理の主体、基本的な方法を以下に示す。

①　保存管理

対象とする要素	指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地及び動産）及びその保存施設、文化財保存活用施設（史跡隣接地の施設も含む）等の史跡の保護に有効な要素
保存管理の主体	・管理団体及び施設所有・管理者が協力・連携して行う。 ・公開に供されているもの、又は、道路・河川護岸等のように公共（土木）施設として公益的機能を有するものは、それぞれの施設管理者等が目的に応じた維持管理を行うが、軽微な補修等を伴う維持的措置については、管理団体、所有者、施設管理者等関係機関が協議の上実施する。

ア　維持管理

維持管理は、遺構等の保存環境を一定の状態で維持する基本的な方法であることから、要素の内容等に応じて日常的、定期的に実施する。

維持管理の行為としては、点検と維持的措置に分けられる。

■　点検

・要素の状況等に応じて、日常的、定期的、経常的、臨時的点検を行う。
・日常的点検では、公開・活用されている本質的価値を構成する諸要素及び文化財の保存活用施設等の見回りによって、保存状況に変化が見られないか等の点検を行う。
・定期的点検では、史跡指定地全域を対象に日常的点検範囲よりさらに広域、詳細な保存状況の点検を実施するとともに、整備施設等の法令等に基づく保守点検を実施する。
・経常的点検では、経年的な風化・劣化等がみられる遺構については変位調査等を行い、必要な保存措置のためのデータを蓄積する。特に近現代遺跡については、部材等の状況に応じて経過観察を行う。
・臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、指定地内及び指定地内外の保存・活用関連施設の現状の確認のために行う。

■　維持的措置

・維持的措置とは、清掃・除草・水やり等の通常の管理行為、軽微な補修・改善等の維持的行為、災害時等の応急的措置等をいう。
・日常的な維持的措置としては、清掃、植物の除草・水やり等、公開施設の施錠等を適切に行う。
・定期的な維持的措置としては、除草・剪定・病害虫防除等の植物管理、木造建造物の防腐・防蟻処理、近現代遺跡の鉄材への錆止等の塗装、機械類等の清掃・給油等、要素の内容・立地環境・素材等に応じて必要な措置を行う。
・点検によって、遺構等の本質的価値を構成する諸要素や、史跡説明板等の文化財保存活用施設に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧措置等を維持的措置の範囲で行う。
・なお、災害や事故等による大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更届」や「き損届」の対象）を講じる。
・史跡指定範囲の大半を占める樹林の管理では、遺構の保存と樹林の維持の両面から適切な措置を講じる。石垣などの遺構直上又は周辺の樹木は早期に除去する。また、樹根の成長や倒

木により遺構に影響を与える可能性がある既存木は経過観察をしながら除去を進める。その一方で、土砂の崩落・流出防止の観点や遺構及びその周辺環境の維持のため、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の林床管理を行う。
イ　保存施設 ・保存すべき史跡の所在地や範囲、価値の内容を周知するために、標識、説明板等を適宜設置する。 ・史跡佐渡金銀山遺跡は平成６年度の史跡指定以降、数回の追加指定や名称変更を行っており、指定地も広範囲に分布している。これら史跡の内容を周知し、文化財保護意識の啓発を図るためにも、適切な位置に最新の情報に基づいた名称標や史跡の説明板等を設置する。 ・既に設置済みの保存施設については、点検や維持的措置によって適切に施設の維持管理を行い、史跡名称・説明内容の変更等にも適宜対応するものとする。覆屋については日常的・定期的維持管理によって、遺構の風化・劣化を抑制する機能の維持を図る。 ・保存施設の更新・新設に際しては、点在する史跡を有機的に関連づける統一したデザインを用いるとともに、史跡景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。

②　防災

対象とする要素	指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）及びその保存施設、文化財保存活用施設（史跡隣接地の施設も含む）等の史跡の保護に有効な要素
保存管理の主体	・遺構に直接関わることは管理団体が行う。 ・本質的価値である遺構と一体となった土地の保全のための防災対策については、所有者・管理者が管理団体と協議の上、実施する。

・史跡佐渡金銀山遺跡は広範囲にわたって異なる立地条件の下に分布する遺跡であり、それを構成する要素の性格や内容等が様々であるため、それぞれの状況に応じた防災対策を検討する。想定される災害別の全般的な取組については、「７.防災計画」にまとめている。

・間歩・坑道等で公開・活用する箇所については、落盤等の事故に備えての安全対策を十分に講じるとともに、現在の公開施設の日常的、定期的、臨時的安全点検等を実施する。

・露頭掘り跡、内部を公開していない間歩・坑道で、公道や見学路等に隣接するものについては、人的災害や遺構の保存の上からも人止柵等を設置する。既存の柵等については、定期的点検等に基づき、必要に応じて補強や更新を行う。

・指定地の中には、地滑りや土石流、土砂災害等の恐れがある地域や隣接地で落石が発生している急斜面もあるため、現状調査・災害履歴調査等に基づき、必要に応じて急峻な斜面地等の崩落防止策を講じるものとする。既存の擁壁等防災施設は定期的点検に基づき排水施設の清掃等による機能の維持を図るとともに、更新に際しては、史跡景観に調和した工法等についても検討する。

・近現代遺跡の建造物の中には、き損や素材の劣化・風化が進んでいるものが多くみられ、また海岸部に近い指定地では冬季の季節風といった厳しい気象条件下にあることから、建造物等の価値を損じない範囲において、要素の性質・保存状況、立地等に応じた、耐震・耐風のための補強策や防風策等を講じる。

・木造の建造物（復元施設含む）や樹木の病虫害防除についても、定期的な維持管理行為の中で計画的に実施し、被害の発生防止・予防に努めるものとする。

2）　復旧

史跡がき損し又は衰亡している場合に、き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置の対象となる要素、保存管理の主体、基本的な方法を以下に示す。

①　遺構保存

対象とする要素	＜保存処理＞ 指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上遺構：歴史的建造物・土木構造物、工作物） ＜保存環境の改善＞ 指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）
保存管理の主体	＜保存処理＞ ・管理団体が各種調査検討等を踏まえて行う。 ＜保存環境の改善＞ ・遺構に直接関わることは管理団体が行い、その他については管理団体と施設所有・管理者が協力・連携して行う。

ア　保存処理

・石造物については、分布状況や個々の詳細に関する状況調査を実施し、その結果をもとにして経過観察して経年劣化や風化等の変化を確認し、状態に応じた適切な処理を検討する。

・損傷したコンクリートや鉄骨の保存処理においては、可逆性のあるものとし、将来的な保存技術の進展によって変更可能な手法や素材を採用する。

イ　保存環境の改善

・鉱山の休止・閉山後に、自生、植栽された遺構上の植物については、根の伸長等によって遺構に損傷を与える恐れがあるものは、除去する。また、遺構の顕在化を図るために密生した樹林については、場所毎に取扱いを検討する。

・防風や斜面地の安定化のために、必要に応じて植栽等による環境改善も検討する。

・近現代の建造物で遺構上に土砂の堆積がみられるものがあるが、地下水の浸透や植物の成長等によって遺構に損傷を与える恐れがある場合は、土砂の撤去を行い、必要に応じて露出部分の保存処理等も検討する。基本的には近現代の建造物の露出部分は盛土等を行うことなく、現状の姿で保存管理を行う。

・遺構周辺に繁茂する木竹類で、根の伸長や湿潤な環境によって遺構の保存に影響を与える恐れがあるものは、伐採等による保存環境の改善を図る。ただし、植物自体や植物の生育環境によって地盤が安定していることも配慮して、適切な措置を執る。

②　修復

■保存修理

対象とする要素	指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）
保存管理の主体	管理団体が各種調査検討等を踏まえて行う。但し公共（土木）施設として機能している要素などについては、必要に応じて施設管理者に対し調整・協力を要請する。
・現存遺構で、木造建造物、石垣等石造工作物、鉄造等の近現代の建造物については、経過観察及び各種調査とその成果を反映した整備計画に基づき計画的に実施する。 ・修復方法については、遺跡の性質、遺構の現状、周辺環境等に応じて適切な手法を選定する。 ・コンクリート、鉄骨、煉瓦などの近現代遺跡の建造物や工作物に用いられている素材については、経過観察や各種調査により保存状態や構造等を把握し、補修や修理方法を検討する。 ・海岸部など自然条件が厳しい場所において、素材の劣化・風化が激しく、素材の劣化・破損が著しいものについては、十分な調査・記録を行った上で、素材そのものの補強・劣化防止や、入替により元の素材を別場所で保管する等、保存方法を検討する。	

■復元修理

対象とする要素	指定地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）、石垣・土塁等遺構の修復に際して遺構と一体的に復元修理等を実施する必要のある箇所
保存管理の主体	管理団体が各種調査検討等を踏まえて行う。但し公共（土木）施設として機能している要素などについては、必要に応じて施設管理者に対し調整・協力を要請する。
・木造建造物、石垣等石造工作物、鉄造等の近現代の建造物については、経過観察及び各種調査とその成果を反映した整備計画に基づき計画的に実施する。 ・その一部が失われた石垣や近現代の建造物のうち、復元修理を行うことによって残存遺構のより確かな保存が図られる場合や史跡の正しい理解を得る上で効果が大きい場合、歴史的景観の復元が望ましい場合は、十分な資料調査等に基づき復元修理を検討する。	

■文化財保存活用施設

文化財保存活用施設（復元地形、歴史的建造物等の復元施設）の修復については、往時の素材・工法による復元が望ましいが、保存活用施設としての機能を維持していく必要があるため、地域の風土に適した素材や工法を検討し、有識者と十分な協議を行った上で、適切な対応を図る。

３）　要素別（性質）毎の保存管理の方法

史跡の本質的価値を構成する諸要素については「２.史跡を構成する要素の特定」で示した通りである。

史跡佐渡金銀山遺跡の資産は広域なエリアにそれぞれ広大な面積を有して分散する。また、長期間の金銀生産の痕跡、鉱山の経営に係る痕跡、人々の生活・生業や信仰に係る痕跡を示すものなど、要素をその種別や性質から大きく分類すると、地上遺構及び地下遺構、コンクリート造・鉄骨造・木造・煉瓦造などの建造物や構造物、その他機械類や石造物などの動産類に大別する事ができる。それぞれの特徴、現在の状況、課題を把握し、それぞれに応じた適切な管理を進めていく必要がある。

表 3-2：史跡佐渡金銀山の価値を構成する要素一覧

地域	指定名称	細区分	地上遺構	地下遺構	建造物	構造物
西三川砂金山地域	西三川砂金山跡	虎丸山	○	○	—	—
		五社屋山	○	○	—	—
		金山江	○	○	—	—
		笹川集落	○	○	○	○
鶴子銀山地域	鶴子銀山跡		○	○	—	○
相川金銀山地域	相川金銀山跡		○	○	—	○ 河川護岸含む
	道遊の割戸		○	○	—	—
	宗太夫間歩		○	○	—	—
	南沢疎水道		○	○	—	—
	近代遺跡	大立地区	○	○	○	○
		高任・間ノ山地区	○	○	○	○ 河川護岸含む
		北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）	○	○	○	○ 河川護岸含む
		戸地地区	○	○	○	○
	大間地区		○	○	○	○ 護岸含む
	上相川地区		○	○	—	○ 火薬庫
	上寺町地区		○	○	—	○
	佐渡奉行所跡		○	○	○ ※復元	—
	鐘楼		—	—	○	—
	大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔		○	○	—	—
	吹上海岸石切場跡		○	—	—	—
	片辺・鹿野浦海岸石切場跡		○	—	—	—

※「地上遺構」と「地下遺構」:「地上遺構」とは、地上に現出している遺構または地表面の凹凸等で、遺構の形状等が確認できるものとする。鉱山の間歩や坑道の場合は、現在も坑口等が開口しており、遺構の状況が一定の範囲で確認できるものを「地上遺構」とする。坑口などが埋没して内部が確認できないものは「地下遺構」とする。坑口付近が露出していても内部が埋没しているものは、「地上及び地下遺構」とする。

※「建造物」と「構造物」:「建造物」は上屋・建築物が存在するもの。上屋が存在せずに土台・基礎のみとなっているものは「構造物」に含める。

種別・性質毎の保存管理の方法は以下の通りである。

①　地上遺構及び地下遺構

相川市街地や海岸部に位置する史跡指定地を除く史跡指定範囲の大部分は、森林に覆われているが、採掘跡や集落跡のテラス・石垣など、地上に露出している遺構も多くある。そのため、遺構保存と植生維持の調和を図るとともに、地上遺構が視覚的に理解できるように維持管理を行う。

樹木等の根の伸張は、石垣や盛土など地上遺構の崩壊や損傷の原因となる場合や、地下遺構に影響を及ぼす懸念がある一方で、立木が斜面地の保全や下草の繁茂を防ぐ役割を果たしている場合もある。こうした状況から地上及び地下遺構の管理に際しては、樹林環境を維持しつつも、遺構に影響を与える原因となるものは、経過観察しながら除去等を進める。

地下遺構の具体的な維持管理や整備・活用の方法を定める上では、その内容を把握することが重要であるため、必要最小限の発掘調査を計画的に実施し、その結果に基づき適切な保存と整備・活用を図る。

■土の造成による遺構（テラス・土塁・堀跡・素掘り井戸跡・鉱車軌道路盤等）

・地形の凹凸や斜面部に造成された平坦地など土の切り盛りによって形成された遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため、点検に基づき、小規模な崩落や土砂の堆積、簡易的な排水処理等については早期に維持的措置で対応する。
・経年的に植物が繁茂し、木竹類が生育、侵入すると遺構が損傷することから、除草等の植物管理を徹底する。
・本格的な復旧工事が必要な際には、遺構の状況等に応じて適切な手法を検討する。

■採掘跡（露頭掘り跡・坑道跡等）、疎水道、石切場跡

・ 露頭掘り跡は地形の窪み等として確認できるものであり、視覚的に遺構が理解できるよう維持する。とりわけ、相川金銀山地域の道遊の割戸や西三川砂金山地域の虎丸山の裸地など、採鉱活動により独特の景観を示しているものについては、その景観を維持する。
・樹木の繁茂によって遺構に損傷を与える恐れがあるものについては伐採も検討する。
・間歩・坑道・疎水道は、一部が公開されており、遺構保存と来訪者の安全確保の両面から岩盤等の強度に関して定期的な調査を実施し、必要に応じて崩落防止等の対策を実施する。
・非公開の間歩・坑道で坑口が開口しているものは、遺構の保存や事故防止のための人止め柵等を設置する。
・石切場跡は、定期的に藻類等の付着物や漂着ゴミ等の除去等を行い、現状を維持する。

■石垣・石積・石造工作物

・石垣・石積は構造体を維持する事が重要であり、孕みや緩み等が生じていないかの点検を重点的に行う。天端や積石間に実生木の萌芽等が見られた場合は破損の原因になるため早期に除去する。
・小規模な破損は維持的措置で対応し、本格的な復旧が必要な際には、破損状況調査等に基づき復旧する。
・近現代の石垣・石積や石造工作物・構造物は、護岸（河川・港湾）、法面、橋梁、建物基礎等の多くの箇所に見られる。破損の進行の程度を経過観察及び各種調査によって把握し、施設管理者と協議の上、計画的に復旧する。

②　建造物・構造物

相川金銀山跡・大間港・戸地川第二発電所等の金銀生産システムの痕跡を示す鉱山施設である近代建造物・構造物や、鉱山経営の痕跡を示す西三川砂金山跡の金子勘三郎家や御料局佐渡支庁跡などの木造建造物は史跡の価値を示す重要な要素である。これらについては、鉱山の操業休止の後も各所有者によって維持管理が行われてきたものの、経年劣化が目立つものも少なくない。これらについては必要な詳細現況調査を行いながら、修理方針を定め、その方針に基づいて補修・修理及び必要な耐震化工事を進める。

■木造建造物

・金子勘三郎家・御料局佐渡支庁跡など、経年劣化の進行が認められるものもあるため、詳細調査を行いながら補修・修理及び必要な耐震化工事を進める。
・消火栓等の防火施設が設置されていないものは早期に設置し、防災に努める。
・維持的措置として、定期的にシロアリ等病虫害防除を行う。
・部分的かつ小規模な部材の破損等には維持的措置で対処する。
・経年的な劣化に対しては小規模な修理を定期的に実施して現状維持に努め、一定程度の期間を経た後は必要に応じて解体修理を実施するなどの中長期的な計画の下に、維持管理のための継続的な取組を行う。
・修復の手順については、文化財指定建造物に準ずるものとする。

■近現代の建造物・構造物

・鉱山施設などの近現代の建造物・構造物は、操業休止後も所有者によって維持管理が行われてきたものの、経年劣化が進行し、早急な補修や保存修理が必要な物件が多くある。これらについては順次経過観察及び現状調査を行って状態を記録・把握する。
・コンクリートや鉄骨構造などの修理方針を定めるために詳細な調査や検討を要する建造物・構造物等については、暫定的な応急措置を検討・実施し、緊急度に基づく優先順位を決めた上で修理を進める。
・煉瓦造建造物は、亀裂等の破損が見られるものがあることから、破損状況調査等に基づき、計画的に復旧する。また、必要に応じて耐震のための補強を検討する。補強が必要となった際には、史跡の価値を減ずることがないように工法等を十分に検討する。
・近現代建造物では、内部が倉庫や博物館など本来の機能とは別の用途に供されているものがある。これらのうち、本来の建造物の機能等を理解するために内部の復旧が必要なものについては、現機能の移転を行い、計画的に本来の形状に復する。

③　その他

■石造物・石製品

・上寺町地区や上相川地区では、膨大な数の墓石や鉱山臼等が存在する。当面は日常的・定期的な維持管理によって現状を維持する。盗難や破損の恐れがあるものは調査・記録の上、適切な場所へ移動させた上で展示措置も検討する。
・石造物については詳細調査を実施して、個々の位置や形状及び状態、銘等の特徴など、詳細な記録を行って内容を把握し、原位置の特定に努めるとともに、倒壊や損傷の恐れがあるものについては、必要に応じて補強策や覆屋、保護柵等の設置を検討する。

■建造物と一体となった機械類

・現在、必要な維持的措置（注油・錆止めの塗布等）が所有者によって定期的に行われており、今後も現状を維持する。これらの機械は操業当時の建物の機能及び生産システムを理解する上で密接不可分なものであるため、取り外された部品などは可能な限り原位置に復旧できるよう今後も調査を継続していく。

■文化財保存活用施設

・文化財保存活用施設（復元地形、歴史的建造物等の復元施設）については、往時の素材・工法による復元が望ましいが、保存活用施設としての機能を維持していく必要があるため、地域の風土に適した素材や工法の採用を検討し、有識者と十分な協議を行った上で、適切な対応を図る。

（２）地区区分の設定

本史跡は山間部から海岸部にかけて様々な立地条件のもと、点的で狭いもの、広大な面積を有するもの等、多様なスケール感の遺構が点在している。また、土地所有の状況や遺構の時代や要素の内容・性質によって、それぞれ現状も異なっている。そこで、効率的に保存管理を実施するため、土地利用の状況や遺構の分布状況を踏まえ、一定のまとまりのあるエリアごとに地区区分を設定し、地区ごとに保存管理の方法を定める。

地区区分は、基本的に史跡の単位を地区区分とし、その上で、土地利用の状況や遺構の分布状況等から、必要と考えられる場合は、地区の統合や細分化してエリアを設定する。

表 3-3：史跡佐渡金銀山遺跡の地区区分

地域	地区区分		地区区分の考え方
西三川砂金山地域	A：西三川砂金山跡	A-1：虎丸山エリア	西三川砂金山跡は、史跡指定範囲が地理的に大きく４つに分かれており、それぞれ土地利用が異なるため、山林部の「虎丸山エリア」、「五社屋山エリア」、「金山江エリア」、笹川集落周辺の「笹川エリア」の４つのエリアに区分する。
		A-2：五社屋山エリア	
		A-3：金山江エリア	
		A-4：笹川集落エリア	
鶴子銀山地域	B：鶴子銀山跡		鶴子銀山跡は、史跡指定範囲が広大であるが、土地利用状況に大きな違いがないため、１つの地区とする。
相川金銀山地域	C：相川金銀山跡	C-1：濁川及び周辺エリア	相川金銀山跡は、土地利用が、立入困難な山林と河川沿いの道路に大きく分けられるため、濁川及び周辺の主要間歩が集中する「濁川及び周辺エリア」と、山林内に遺構が分散する「水金沢水系及び右沢周辺エリア」の２つのエリアに区分する。
		C-2：水金沢水系及び右沢周辺エリア	
	D：道遊の割戸		道遊の割戸は、相川金銀山跡に隣接するが、人工的に鉱脈を掘り採った遺構の状況や景観が独特の特徴を示しているため、１つの地区とする。
	E：宗太夫間歩		宗太夫間歩は、相川金銀山跡に隣接するが、既に有料公開している施設であり、公開に必要な整備を行っているため、独立した地区とする。
	F：南沢疎水道		南沢疎水道は、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、１つの地区とする。
	G：近代遺跡	G-1：大立地区近代施設エリア	指定範囲のうち、近代化施設（重要文化財建造物）を含む一帯を独立して、１つの地区とし、その他の指定地は隣接する「C-1：濁川及び周辺エリア」に含む。
		G-2：高任・間ノ山地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）	相川金銀山跡に隣接するが、近代化施設が集中する区域で重要文化財建造物を含むことから、１つの地区とする。
		G-3：北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）	北沢地区は、近代化施設が集中し、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、１つの地区とする。
		G-4：戸地地区	戸地地区は、遺構の立地環境が平坦地と山林に大きく分けられるが、遺構が史跡指定地内に連続して分布するため、１つのエリアとする。

<table>
<tr><th>地域</th><th colspan="2">地区区分</th><th>地区区分の考え方</th></tr>
<tr><td rowspan="7">相川金銀山地域</td><td colspan="2">Ｈ：大間地区</td><td>大間地区は、遺構が指定地全体に分布しており、土地利用状況に大きな違いがないため、1 つのエリアとする。</td></tr>
<tr><td>上相川地区</td><td rowspan="2">Ｉ：上相川・上寺町エリア</td><td rowspan="2">上相川地区と上寺町地区は、遺構が指定地全体に分布しており、大部分が山林であるため、隣接する 2 地区を合わせて 1 つのエリアとする。</td></tr>
<tr><td>上寺町地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｊ：佐渡奉行所跡</td><td>佐渡奉行所跡は、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、1 つの地区とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｋ：鐘楼</td><td>鐘楼は、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、1 つの地区とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｌ：
大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔</td><td>大久保長安逆修塔及び河村彦左衛門供養塔は、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、1 つの地区とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｍ：吹上海岸石切場跡</td><td>吹上海岸石切場跡は、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、1 つの地区とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｎ：片辺・鹿野浦海岸石切場跡</td><td>片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、史跡指定範囲が地理的に独立しているため、1 つの地区とする。</td></tr>
</table>

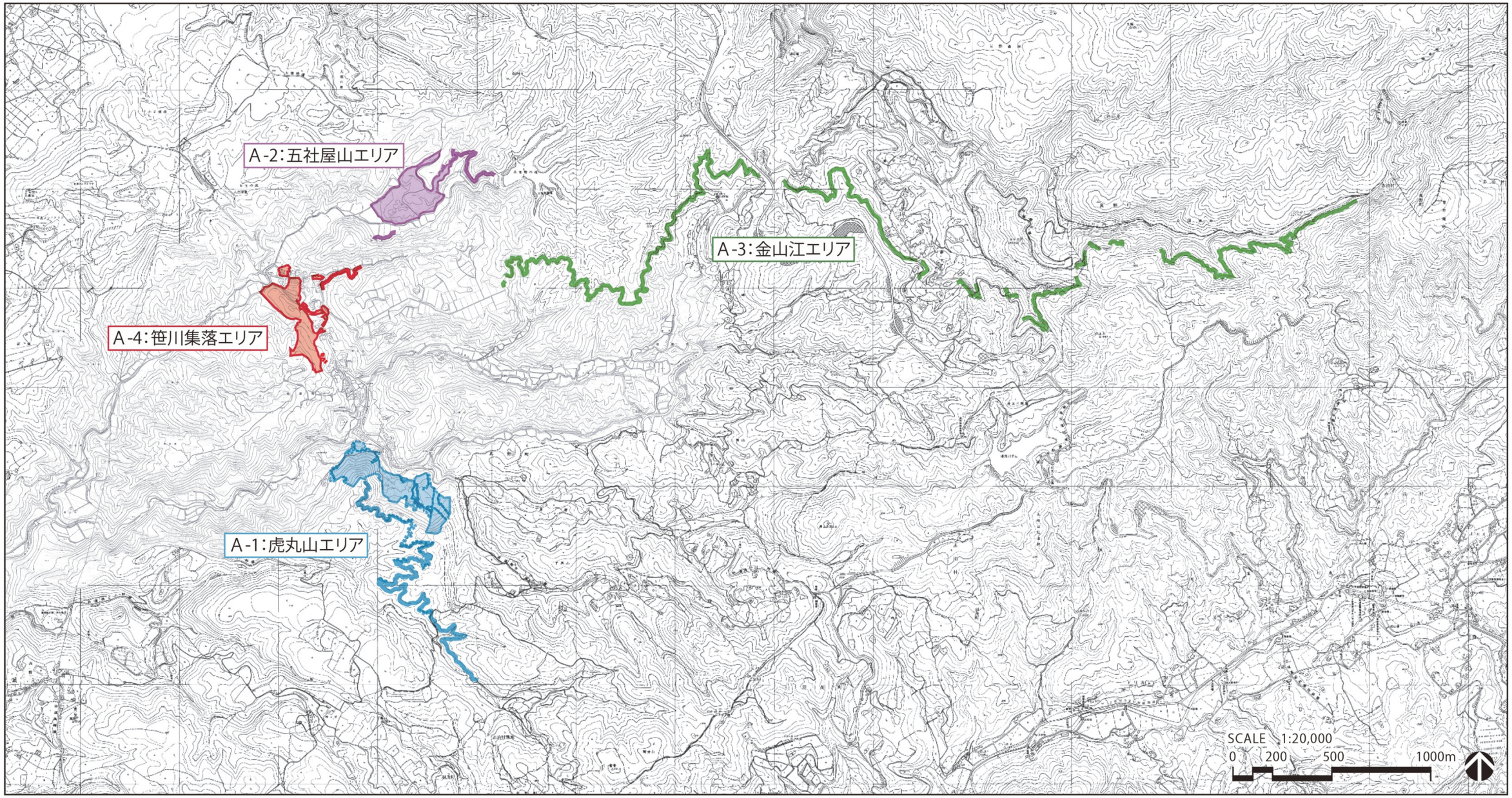

凡例

A：西三川砂金山跡
- A-1：虎丸山エリア
- A-2：五社屋山エリア
- A-3：金山江エリア
- A-4：笹川集落エリア

※点線は追加指定予定地を示す

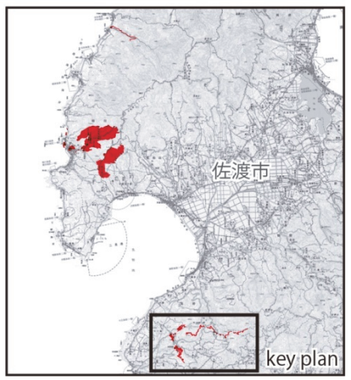

図 3-3：地区区分図 1/2（西三川砂金山地域）

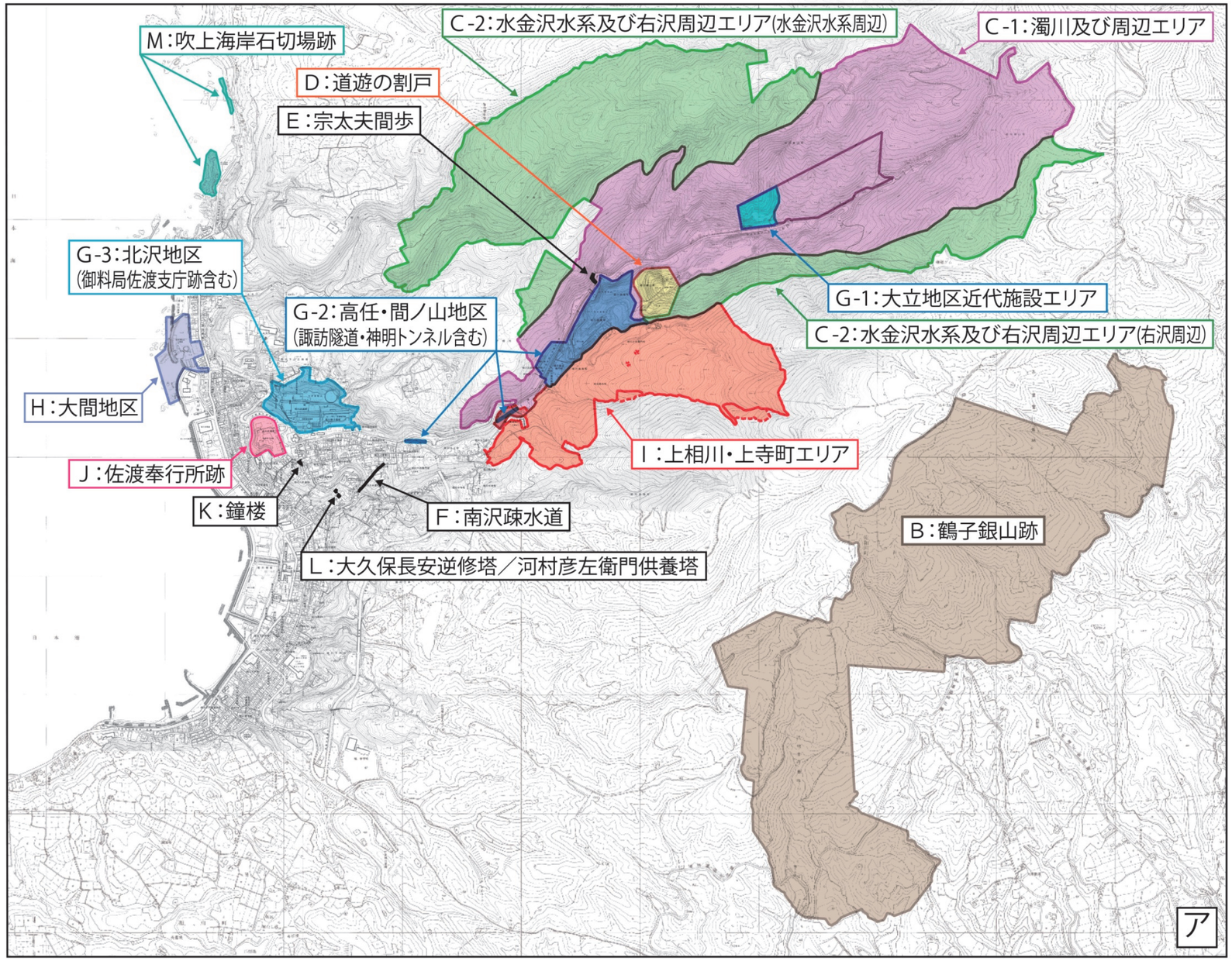

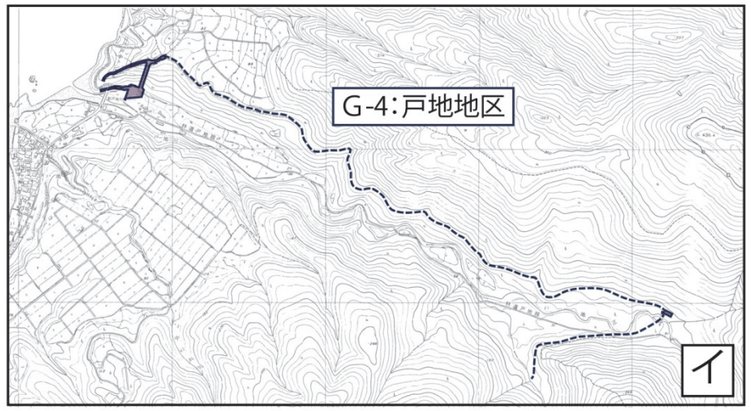

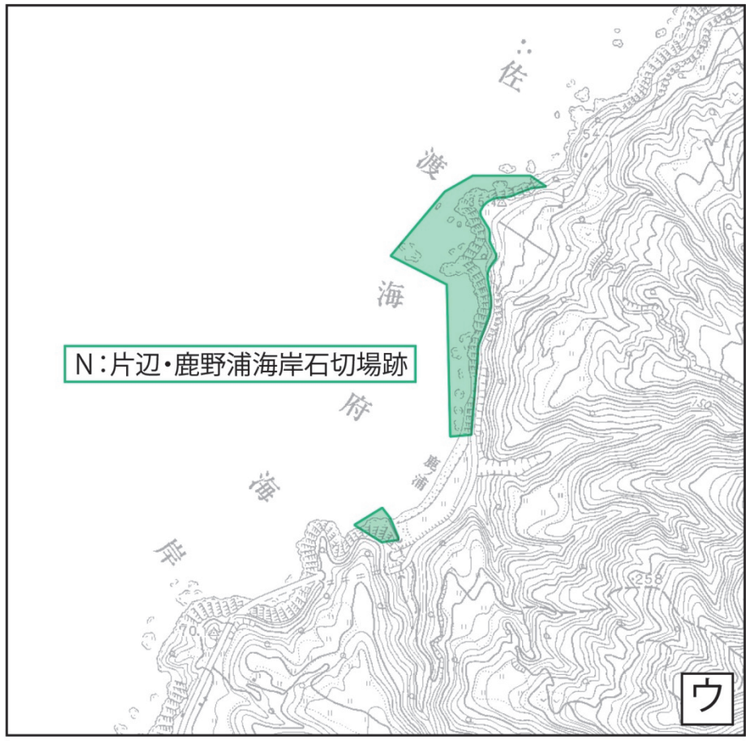

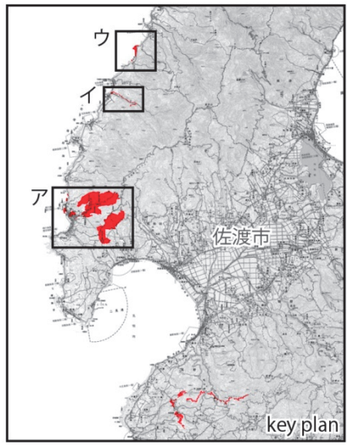

凡例

鶴子銀山地域
- B：鶴子銀山跡

相川金銀山地域
- C：相川金銀山跡
- C-1：濁川及び周辺エリア
- C-2：水金沢水系及び右沢周辺エリア
- D：道遊の割戸
- E：宗太夫間歩
- F：南沢疎水道
- G：近代遺跡
- G-1：大立地区近代施設エリア
- G-2：高任・間ノ山地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）
- G-3：北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）
- G-4：戸地地区
- H：大間地区
- I：上相川・上寺町エリア
- J：佐渡奉行所跡
- K：鐘楼
- L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔
- M：吹上海岸石切場跡
- N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡

※点線は追加指定予定地を示す

SCALE　1:20,000
0　200　500　1000m

図 3-4：地区区分図 2/2（鶴子銀山地域、相川金銀山地域）

４．地区区分別の保存管理の方法

地区区分別に構成要素、保存管理上の課題、保存管理の方針、保存管理の方法を示す。

<table>
<tr><th>地域</th><th colspan="2">地区区分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">西三川砂金山地域</td><td rowspan="4">Ａ：
西三川砂金山跡</td><td>A-1：虎丸山エリア</td></tr>
<tr><td>A-2：五社屋山エリア</td></tr>
<tr><td>A-3：金山江エリア</td></tr>
<tr><td>A-4：笹川集落エリア</td></tr>
<tr><td>鶴子銀山地域</td><td colspan="2">Ｂ：鶴子銀山跡</td></tr>
<tr><td rowspan="19">相川金銀山地域</td><td rowspan="2">Ｃ：相川金銀山跡</td><td>C-1：濁川及び周辺エリア</td></tr>
<tr><td>C-2：水金沢水系及び右沢周辺エリア</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｄ：道遊の割戸</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｅ：宗太夫間歩</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｆ：南沢疎水道</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ｇ：近代遺跡</td><td>G-1：大立地区近代施設エリア</td></tr>
<tr><td>G-2：高任・間ノ山地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）</td></tr>
<tr><td>G-3：北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）</td></tr>
<tr><td>G-4：戸地地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｈ：大間地区</td></tr>
<tr><td>上相川地区</td><td rowspan="2">Ｉ：上相川・上寺町エリア</td></tr>
<tr><td>上寺町地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｊ：佐渡奉行所跡</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｋ：鐘楼</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｌ：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｍ：吹上海岸石切場跡</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｎ：片辺・鹿野浦海岸石切場跡</td></tr>
</table>

西三川砂金山地域

A：西三川砂金山跡

A－1：虎丸山エリア

虎丸山エリアは、西三川砂金山跡のうち、最大の採掘場とも言われた砂金採掘地の１つで、笹川集落の南東約 1km に所在する虎丸山一帯の指定地を対象とする範囲である。

エリア内の本質的価値を構成する要素は、水路跡、堤跡、堰、石組遺構等の採鉱関連の地上遺構があり、エリア内では発掘調査は実施されていないものの、他のエリアの状況を踏まえると、水路跡等の地下遺構が遺存していることが考えられる。山麓には、砂金採掘によって形成された平坦面と、砂金流し用の水路と想定される溝状の落ち込みが見られ、採鉱関連遺構と一体となった土地も残されている。また、急峻な斜面地が裸地になっている状態は、採掘に伴い形成されたものであり、現在では西三川砂金山地域のシンボル的な景観となっている。

一部で地元の保存団体への委託により木竹の伐採や間伐、草刈り等の定期的な維持管理を実施しているが、エリアは、民有地となっており、山林内の管理は基本的に所有者に委ねられており、遺構の保存と樹林管理の調整が課題となっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（水路跡、堤跡、堰、石組遺構等）
		地下遺構	採鉱関連遺構（水路跡等）
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜や裸地となった土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	－
		自然的要素	丘陵等の自然地形、二次林（イヌザクラ－コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	水路跡等に隣接して生育する樹林
		社会的要素	道路、鉄塔・電柱・電線類

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・広大かつ急峻な山間部に遺構が点在しており、立入困難であるため、定期的な維持管理が困難。
		保存施設	－
	防災		・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。

〈保存管理の方針〉

●急峻な斜面地の裸地景観を西三川砂金山地域のシンボル的景観として保存していくために、山林内の砂金採掘に関連する遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・山林内は、急峻な地形で立入が困難であるため、予め、災害により遺構の保存上又は安全上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を把握し、危険箇所を中心に定期的（年１回程度）や災害後に定期点検（モニタリング）を実施して遺構の保存状態を把握する。

・点検により確認された水路跡、堤跡、石組遺構等の遺構のき損等に対しては、適切に復旧を行い、必要に応じて遺構や遺構周辺への被害の拡大防止策を検討する。

・地下遺構の範囲や内容を明らかにするための計画的な発掘調査を実施するとともに、地下遺構に影響を及ぼすことのない限り、現行の土地利用状況を維持し、急峻な斜面地の裸地景観を保全する。

■その他の諸要素の保存管理

・樹林については、現状維持を基本とするが、遺構直上又は周辺に生育する樹木で、樹根の成長や倒木により遺構損傷や斜面地の崩壊に影響する可能性があるものが定期点検（モニタリング）で確認された場合は、伐採を検討する。

・道路、鉄塔・電柱・電線類などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

A－2：五社屋山エリア

五社屋山エリアは、西三川砂金山跡のうち、江戸時代の砂金採掘地の１つで、笹川集落の北東約 1km に所在する五社屋山一帯の指定地を対象とする範囲である。

エリア内の本質的価値を構成する要素は、水路跡、堤跡、堰、石組遺構等の採鉱関連の地上遺構の他、これまでの発掘調査により水路跡等の地下遺構も確認されている。また、砂金採掘によって形成された急斜面や平坦面などの採鉱関連遺構と一体となった土地も残されている。

遺構は山林内に分布しているが、エリアの大部分は、民有地となっており、一部で地元の保存団体への委託により木竹の伐採や間伐、草刈り等の定期的な維持管理を実施しているが、山林内の管理は基本的に所有者に委ねられており、遺構の保存と樹林管理の調整が課題となっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（水路跡、堤跡、堰、石垣・石積、石組遺構、ガラ石集積等）
		地下遺構	採鉱関連遺構（水路跡等）
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	－
		自然的要素	丘陵等の自然地形、二次林（イヌザクラ－コナラ群集）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	水路跡等に隣接して生育する樹林
		社会的要素	道路、鉄塔・電柱・電線類、農業用水路

〈保存管理の方針〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・遺構の顕在化のため、定期的な木竹の伐採や草刈が必要。
		保存施設	・サイン類が整備されていないため、史跡整備関連施設として、統一された史跡名称板等の設置が必要。
	防災		・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。 ・特に、土地改良区の管理水路等の維持管理及び改修の際に地下遺構に影響を与えるおそれがある。

〈保存管理の方針〉

●山林内の砂金採掘に関連する遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・水路跡、堤跡、堰等の採鉱関連遺構は、地形の凹凸や地表上に認められる地割等の跡といった

土の遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため、必要に応じて排水処理対策を行い、小規模な崩落や土砂の堆積等については早期に維持的措置で対応して現状を維持する。また、植物が繁茂し、木竹類が生育、侵入すると遺構が損傷する可能性があるが、一方で樹木は表土流出を防止する効果もあるため、遺構の損傷に直接影響する樹木を除いて、現状の樹林環境に大きな変化を与えないように維持する。

・石垣・石積、石組遺構等の構造体を伴う採鉱関連遺構は、構造体を維持することが重要であるため、破損の原因になる天端や積石間の実生木等は早期に除去する。

・史跡内に点在するガラ石集積箇所は、採鉱に関連する遺構として、現状保存を基本とする。

・地下遺構の範囲や内容を明らかにするための計画的な発掘調査を実施するとともに、地下遺構に影響を及ぼすことのない限り、現行の土地利用状況を維持する。

・採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地については、基本的には樹林管理による維持管理により現状を維持し、土砂の流亡や崩落等が確認され、その危険性が生じた際には、原状復旧や必要な防災措置を講じる。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のために統一したデザインの史跡名称柱･説明板等の保存施設の設置を適切に行う。特に西三川砂金山内の１つのエリアとして、既設サイン類との統一に配慮し、西三川内の他のエリアの案内も行う。

・遺構の現状を維持していくために、エリア内の樹木については、現在の樹林環境を維持していくとともに、維持管理作業や公開活用も考慮して、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の定期的な林床の維持管理を中心に行う。

・水路跡、堤跡、堰、石垣等の遺構直上又は周辺の樹木については、早期に実生木を除去するとともに、樹根の成長や倒木により遺構を損傷させる可能性がある既存木については伐採を検討する。

・道路、鉄塔・電柱・電線類、農業用水路などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

A－3：金山江エリア

金山江エリアは、西三川砂金山跡のうち、笹川集落中央部の東斜面に位置する砂金採掘地である中柄山及び峠坂山へと繋がる用水路である「金山江」の指定地を対象とする範囲である。

金山江エリアの本質的価値を構成する要素は、山間部の斜面地を中心に、延長 9.0km 以上に渡る水路跡であり、その一部は後世に農業用水路として転用されている。

水路跡の部分は公衆用道路や水路敷として公用地となっているが、水路跡周辺は民有地となっている。一部で地元の保存団体への委託により木竹の伐採や間伐、草刈り等の定期的な維持管理を実施しているが、山林内の管理は基本的に所有者に委ねられており、集落から離れている場所が多いため日常的な維持管理は殆ど行われていない状況となっている。また、斜面地に立地するため、土砂災害等の自然災害の影響で遺構を含む斜面地が崩れる可能性がある。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（水路跡等）
		地下遺構	採鉱関連遺構（水路跡等）
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	－
		自然的要素	丘陵等の自然地形、二次林（イヌザクラ－コナラ群集、ユキグニミツバツツジ－アカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	水路跡等に隣接して生育する樹林
		社会的要素	鉄塔・電柱・電線類、農業用水路

〈保存管理の方針〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・広大かつ急峻な山間部に遺構が点在しており、立入困難であるため、定期的な維持管理が困難。
		保存施設	－
	防災		・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。 ・特に、土地改良区の管理水路等の維持管理及び改修の際に地下遺構に影響を与えるおそれがある。

〈保存管理の方針〉

●水路跡の遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・史跡指定地が広域であることを踏まえ、予め、災害により遺構の保存上又は安全上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を把握し、危険箇所を中心に定期的（年１回程度）や災害後に定期点検（モニタリング）を実施して遺構の保存状態を把握する。

・水路跡は、地形の凹凸による土の遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため､点検により確認された水路跡等の遺構のき損等に対しては、適切に復旧を行うとともに、排水処理対策等により遺構や遺構周辺への被害の拡大防止策を検討する。

・地下遺構の範囲や内容を明らかにするための計画的な発掘調査を実施するとともに、地下遺構に影響を及ぼすことのない限り、現行の土地利用状況を維持する。

■その他の諸要素の保存管理

・指定地周辺の樹林については、指定地内への土砂の流入や斜面地の崩壊を防ぐために現状維持を基本とするが、指定地内については、水路跡や水路跡と一体となった小段状の地形を維持していくために、定期点検（モニタリング）と合わせて実生木等、樹木の除去を維持管理として実施する。

・鉄塔・電柱・電線類、農業用水路などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

A－4：笹川集落エリア

笹川集落エリアは、西三川砂金山跡のうち、かつて西三川砂金山の中心地として栄えた笹川集落の一部と、その南側に立地する砂金採掘地の１つである立残山の指定地を対象とする範囲である。

エリア内の本質的価値を構成する要素は、笹川集落内の金子勘三郎家、金山役宅跡等の鉱山集落遺構・建造物や大山祇神社の信仰関連遺構・建造物と、立残山一帯の水路跡、堤跡、堰、石組遺構等の採鉱関連遺構などがある。また、集落部の金子勘三郎家や大山祇神社の敷地内の配置構成は、江戸時代の砂金採掘の時代とほぼ変わらず継承されている。立残山には採掘によって形成された急峻な斜面地が展開しており、特徴的な土地形状や土地利用の痕跡が遺構と一体となって残されている。

エリアの大部分は、民有地となっており、集落地の神社や民家では、現在も宗教活動や住民の生活の場として日常的な維持管理が継続されているが、歴史的な建造物の老朽化が進んでいるため、修復が課題となっている。また、急峻な地形の立残山は、山林内への立入が困難なことから日常的な維持管理はほとんど行われていない状況となっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	鉱山集落関連遺構・建造物(金子勘三郎家（主屋、土蔵）、金山役宅跡、石垣・石積等 信仰関連遺構・建造物（大山祇神社社殿、能舞台、のぼり小屋、鳥居、石造物等） 採鉱関連遺構（水路跡、堤跡、石組遺構等）
		地下遺構	採鉱関連遺構（水路跡等）
	近現代遺構（動産類含む）		農業用に転換した遺構、建造物［金子勘三郎家（納屋、牛納屋、便所）］
	遺構と一体となった土地		鉱山集落跡と一体となった土地 採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地、農業転換後の土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	案内板、解説板等
		自然的要素	丘陵等の自然地形、二次林（イヌザクラ－コナラ群集）
		社会的要素	耕作地（採掘地跡を利用した耕作地等）
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	道路・民家等の建築物・工作物、 鉄塔・電柱・電線類、農業用水路

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・遺構の顕在化のため、定期的な木竹の伐採や草刈が必要。
		保存施設	・統一されたサイン類を設置済みであるため、適切な維持管理と必要に応じた更新が必要。
	防災		・金子勘三郎家・大山祇神社能舞台は木造建築物であるため防火対策が必要。 ・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。

保存管理の方法		保存管理上の課題
復旧	遺構保存	・公益上必要な既存の道路及び関連施設（ガードレール等）の改修等に際して、景観の保全や調和が課題。 ・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。
	修復	・金子勘三郎家は、茅葺屋根及び構造材の劣化が著しく早急な修理が必要。 ・大山祇神社能舞台は、屋根の一部で漏水が認められる。現時点では防水の応急処理を実施し問題はないが、今後、修理が必要となる可能性がある。

〈保存管理の方針〉

●集落内の歴史的な建造物の維持管理や修復を行う。

●立残山山林部の砂金採掘に関連する遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存と、来訪者の安全確保のための斜面崩落防止対策を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・木造建造物の金子勘三郎家（主屋、納屋、牛納屋、土蔵、便所）については、劣化・破損の進行が顕著であり、早急に公有化と応急措置を図り、破損状況調査を実施の上、本格的な修理を行う。
・大山祇神社（社殿、能舞台）については、屋根の漏水対策等の応急処置や部分補修を重ねながら現状を維持して経過を観察し、適宜、状況調査を実施の上、適切な補修・修理を行う。
・金山役宅跡及び金子勘三郎家の石垣・石積等の地上及び地下遺構、立残山や山居山などの採掘跡を示す急峻な地形、水路跡、堤跡などの採鉱・選鉱関連の地上及び地下遺構については、遺構の範囲や内容を明らかにするための発掘調査を計画的に実施し、遺構に影響を及ぼすことのない限り現行の土地利用状況を維持する。
・立残山山林内は、急峻な地形で立入が困難であるため、予め、災害により遺構の保存上又は安全上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を把握し､危険箇所を中心に定期的(年１回程度)や災害後に定期点検（モニタリング）を実施し、遺構の保存状態を把握する。
・点検により確認された水路跡、堤跡、石組遺構等の遺構のき損等に対しては、適切に復旧を行い、必要に応じて遺構や遺構周辺への被害の拡大防止策を検討する。
・地下遺構の範囲や内容を明らかにするための計画的な発掘調査を実施するとともに、地下遺構に影響を及ぼすことのない限り現行の土地利用状況を維持する。

■その他の諸要素の保存管理

・既設のサイン類を活かして、統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置を適切に行う。特に西三川砂金山内の１つのエリアとして、西三川内の他のエリアの案内も行う。
・集落内の樹木については、遺構の現状を維持していくために、現状を維持していくとともに、公開活用も考慮して、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の定期的な林床管理を中心に行う。
・立残山内の樹林については、現状維持を基本とするが、遺構直上又は周辺に生育する樹木で、樹根の成長や倒木により遺構損傷や斜面地の崩壊に影響する可能性があるものが定期点検（モニタリング）で確認された場合は、伐採を検討する。
・鉄塔・電柱・電線類、農業用水路などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

鶴子銀山地域

B：鶴子銀山跡

鶴子銀山跡は、南向きの斜面地を中心とした山林の区域で、戦国時代から近現代までに至る採掘跡等が分布する広大な指定地一帯を 1 つの保存管理の範囲とする。

指定地内の本質的価値を構成する要素は、地上及び地下遺構の戦国時代から近世の採鉱関連遺構（露頭掘り跡、間歩跡等）や、テラス状平坦面等の代官所・生活関連遺構などのほか、近現代の生産関連建造物の基礎や造成地も残っている。それらの遺構の多くが山林に埋没している状態にあることから、遺構保護や公開活用の観点から、植林地等樹林地の管理方法や遺構の顕在化が課題となっている。

指定地内の大半を占める公有地は、市有地と市が管理する五十里財産区からなる。この公有地のうち北側尾根周辺から西側にかけての一帯は地上権が設定されており、スギ植林地、アカマツ植林地等となっている。これらは所有者と地上権者が異なり、立木伐採後の収益を土地所有者の地方自治体などと分け合う森林である。国（林野庁）が造林・保育する官行造林地（国有林）と公益社団法人新潟県農林公社が造林・保育する分収林があり、官公造林地の地上権設定期間は 50 年間・54 年間、分収林の期間は 50 年間がそれぞれ設定されている。当該地で最初に植林・地上権を設定された時期は昭和 31 年(1956)であり、平成 22 年(2010)に分収林期限が到来したが期間延長されている。

指定地内の維持管理は、立木（植林）部分は地上権者が行うほか、地元のボランティア団体（「鶴子銀山へ続く道を歩こう」・「佐渡金銀山古道を守る会」）が古道の倒木・ゴミ処理、草刈りを定期的に実施している。

公開活用については、地元ボランティアが旧道等を利用して代官所跡や主要間歩・露頭掘り跡等を巡るイベントや沿道の草刈り等を定期的に実施し、依頼があれば古道ガイドも実施している。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構［露頭掘り跡、ひ追い（ひ押し）掘り跡、試掘坑跡、間歩跡、井戸跡、その他造成地形等］ 管理関連遺構（テラス状平坦面、土塁等） 集落関連遺構（鶴子荒町遺跡等のテラス状平坦面、石垣、区画割り等地割跡等） 信仰関連遺構（天狗岩、石造物等） 交通関連遺構（鶴子道等古道）
		地下遺構	管理関連遺構（代官所跡、四ツ留役所跡）、集落関連遺構（鶴子荒町遺跡）、採鉱関連遺構
	近現代遺構（動産類含む）		近代生産関連建造物基礎・造成地形等
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地、鉱山集落跡と一体となった土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	柵類、注意喚起看板等サイン類、説明板・史跡名称柱・道標等解説施設、広場、四阿等
		自然的要素	丘陵、河川等の自然地形 イヌザクラーコナラ群集・ユキグニミツバツツジーアカマツ群集等二次林、スギ植林、アカマツ植林
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	水路、耕作放棄地、ため池、鉄塔・電柱・電線類、道路及び関連施設

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・見学可能な主要構成要素の多くが植林地等樹林地に埋もれた状態にあり、森林密度が高い箇所では昼間でも暗く林床植物の減退もみられる。 ・地元で鶴子銀山を保護する気運があり、ボランティア団体の活動もみられることから、住民と史跡管理者・所有者等の協働による史跡の維持管理や運営システムの構築が必要である。 ・植林地等樹林地については、間伐等の管理行為に対して、現状変更等の取扱いについて協議を継続していく必要がある。
		保存施設	・保存施設としての統一された史跡名称板等が必要であり、設置場所や数量等も検討する必要がある。
	防災		・山間の急峻な斜面地や沢に面して遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。

〈保存管理の方針〉

●山林内の間歩、露頭掘り跡等の生産関連遺構を中心に、遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・山間に数多く残る露頭掘り跡、間歩跡等の採鉱関連遺構やテラス状平坦面や土塁跡、石垣遺構等の役所や採掘に関連する生活跡等、山間に遺存する様々な地上遺構や地下遺構と一体となった土地について、それぞれの素材や立地、性質に応じて適切な保存管理を図る。

・鶴子銀山跡は広大な面積を有することから、管理上公開可能な区域を設定し、遺構の現状を原則として維持する地区や遺構の顕在化を積極的に図る地区、里山など自然とふれあうことを目的とする地区等、保存管理と公開活用の面から適切な地区区分を検討するとともに、遺構の顕在化のため、立木所有者との同意・協力を得て、必要範囲の伐採や間伐等による疎林化や、単一の植栽木から多様な里山林への林相改良等を検討する。

・指定地が広大であることから、更なる遺構の把握と解明が必要なものもあるため、守るべき対象とその価値を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査等各種調査を行い、調査成果に基づき適切な保存管理を行う。

・基本的には古道等道沿いの遺構の保存管理を重点的に行う。地元のボランティア団体による見学道の設定や道の管理等がなされている区間があり、これら既存の利用に供されている道を中心に、保存管理上必要な道の補修等を行う。草刈り、清掃等の維持管理については、ボランティア団体等地域住民の理解と協力を得て、地域と一体となって協働管理を行う。

・道沿いにある、大規模露頭掘り跡や間歩等採掘跡、集落跡等のテラス状遺構については、周辺の樹木の下草刈りやつる切り、堆積した土砂の撤去等の維持管理を行う。樹木の成長によって遺構の損傷の恐れがある場合は、伐採も検討する。重要な遺構等がある植林地については、遺構分布調査や発掘調査、整備計画等に基づき、保存範囲を設定するなどして計画的な土地の公有化や立木補償を行う。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のために、統一したデザインによる史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
・公益上必要な道路及び関連施設や鉄塔等の既存施設は当面は現状を維持する。鉄塔、電柱類については、更新の時期に指定地外への移設や撤去も検討する。
・見学可能な主要遺跡の多くが植林地等樹林に埋もれた状態にあり、森林密度が高い箇所では昼間でも暗く林床植物の減退もみられることから、遺跡の保存環境にふさわしい森林形態のありかたについて立木所有者と土地所有者等関係機関等で協議していく。
・人工林は、主伐に際しては一斉皆伐等による景観の大きな変化を避け、計画的に針広混交林への誘導を図るなどの手法を立木所有者・土地所有者等関係機関等と協議していくものとする。また、間伐等の際の作業道の設置の必要性が生じた際には、遺構の保存・景観の保全等の上から影響の少ない方法について十分な協議、検討を行う。

相川金銀山地域

C：相川金銀山跡

C－1：濁川及び周辺エリア

濁川及び周辺エリアは、相川金銀山跡の指定地のうち、濁川及び県道白雲台乙和池相川線を中心に、河川や県道に景観面や防災面で影響を与える可能性がある両側の斜面地を含んだ範囲である。

河川や県道の両側の急峻な斜面地は、既に崩落や落石が生じている箇所もあり、遺構の保存や来訪者等の安全確保の面からも対応策の検討が課題となっている。しかしながら、来訪者のアクセスが容易な場所にあり、露頭堀り跡、間歩跡等の採掘遺構や近現代遺跡等、江戸時代から休山時までの鉱山関連遺跡など本質的価値を構成する要素がエリア内に点在している。その中には、鉱業権者がガイド付きツアーを実施して公開している「大切山間歩跡」等の主要な遺構も含まれ、相川金銀山地区の活用の中心的な場所の１つとなっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（露頭掘り跡・間歩跡、テラス、道状遺構等）
		地下遺構	採鉱関連遺構（坑道等）
	近現代遺構（動産類含む）		採鉱関連遺構（大切山坑）、信仰関連施設（高任神社）、石垣、石積擁壁（河川護岸等）、鉱車・空中索道など運搬施設
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地
			－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	案内板、解説板等
		自然的要素	丘陵・水路等自然地形、二次林（イヌザクラーコナラ群集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	露頭掘り跡等の遺構直上に生育する樹木
		社会的要素	道路（県道白雲台乙和池相川線）及び道路施設、駐車場、鉄塔・電柱・電線類、河川施設、治山施設、水道管（地下）

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・指定地内を通る二級河川濁川や県道の維持管理の方法が課題。 ・間歩等の鉱山施設を直接管理する鉱業権者と、管理団体である市の役割を十分に調整する必要がある。 ・公開を行う採鉱関連遺構について、遺構の保存と安全確保の両面から適切な措置が必要。 ・露頭掘り跡等の採鉱関連遺構は露出したままの土の遺構で、特に脆弱であるため、来訪者の立入や小規模な崩落や土砂の堆積等への維持的措置が必要。
		保存施設	・非公開の採鉱関連遺構について、保存や事故防止のための措置が必要。 ・既設の案内板等の劣化や、内容の更新が必要な解説板が見られるため、史跡保存施設として、統一された史跡名称板等の設置が必要。
	防災		・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。 ・指定地内に水道管が埋設されており、敷設替えや漏水時に地下遺構に影響を与えるおそれがある。 ・公益上必要な既存の道路及び関連施設（河川施設等）の改修等に際して、景観の保全が課題。

保存管理の方法		保存管理上の課題
	修復	・道遊の割戸北側斜面の崩壊土石が一般県道側に堆積していることから、斜面安定化を見定めた上で、土石の除去など復旧を行う必要がある。

〈保存管理の方針〉

●沿道に点在する採鉱に関連する遺構の適切な維持管理とともに、遺構保存や来訪者の安全確保のための斜面崩落防止対策を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・露頭掘り跡・間歩跡は、地形の窪み等として確認できるものであり、土地と一体となった遺構として、適切な維持管理（点検・維持的措置）によって現状を維持する。

・公開されている間歩・坑道は、遺構保存と来訪者の安全確保の両面から岩盤等の強度に関して定期的な調査を実施し、必要な場合には、鉱業権者と管理団体が協議しながら、崩落防止等の対策を実施する。

・非公開の間歩・坑道で坑口が開口しているものは、遺構の保存や事故防止のための人止め柵等を設置する。

・石積擁壁や採鉱関連遺構と一体となった土地については、現状保存を図ることを基本とし、小規模な破損については維持的措置で対応し、本格的修理が必要な際には、破損状況調査等を行い適切に復旧する。

・河川護岸は平成 26・27 年度に実施した現状調査等の結果に基づき、定期的な経過観察を行う。石垣・石積に変化が確認された場合は、劣化・破損が進行する前に維持的措置で対応する。また、大きな破損が発生した場合は旧状に復することを原則として修理を行う。なお、石垣・石積については、各種調査等により、歴史的価値が認められるものについては管理団体である佐渡市が文化財的手法を用いて修理（修景）を行う。それ以外のものについては、管理団体と十分な協議の上、事業者が景観に配慮した工法で修理を行うことも許容する。

・斜面地に遺存する遺構の保存及び来訪者の安全確保のため、落石や斜面の崩落が生じている箇所又は落石や斜面の崩落の恐れがある箇所については、景観に配慮しつつ、適切な防災対策を行う。

■その他の諸要素の保存管理

・現状で一部公開していることを踏まえ、史跡の周知のために統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置を適切に行う。

・斜面地の樹林については、現状維持を基本とするが、遺構直上又は周辺に生育する樹木で、樹根の成長や倒木により遺構損傷や斜面地の崩壊に影響する可能性があるものについては伐採を検討する。

・河川及び道路周辺の樹林については、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の定期的な維持管理を行う。また、斜面下部の崩落した土砂が堆積している場所については、景観面の配慮と、落石等の河川、道路への進入を防ぐために、周辺に生育する樹種を用いて植栽を行い、樹林を回復させることを検討する。

・道路、駐車場、鉄塔・電柱・電線類、河川施設、治山施設、水道管（地下）などの公益上必要

な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

C－2：水金沢水系及び右沢周辺エリア

水金沢水系及び右沢周辺エリアは、相川金銀山跡の指定地のうち、濁川及び周辺エリアを除いた範囲で、指定地内の南部の右沢、北部の相川湾へ流入する水金沢、濁川の支流である中尾沢を含む山間地の範囲である。

エリア内の本質的価値を構成する要素は、露頭掘り跡・間歩跡などが、沢や周辺の斜面を中心に分布している。

広大な山間部に遺構が点在しており、日常的な管理が困難であることに加えて、一般人の立入を完全に防ぐことが困難なため、露頭掘り跡・間歩跡などの非公開の採鉱関連遺構について、保存や事故防止のための措置が課題となる。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（露頭掘り跡・間歩跡等）
		地下遺構	採鉱関連遺構（坑道等）
	近現代遺構（動産類含む）		採鉱関連遺構
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜の土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	－
		自然的要素	丘陵・水路等自然地形、二次林（イヌザクラ－コナラ群集、ユキグニミツバツツジ－アカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	露頭掘り跡等の遺構直上に生育する樹木
		社会的要素	鉄塔・電柱・電線類、治山施設

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・広大かつ急峻な山間部に遺構が点在しており、立入困難であるため、定期的な維持管理が困難。
		保存施設	・非公開の採鉱関連遺構について、保存や事故防止のための措置が必要。
	防災		・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。

〈保存管理の方針〉

●山間地に広範囲に点在する採鉱に関連する遺構の定期点検（モニタリング）を中心とした現状保存を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・遺構が山間地に広域に点在して分布するため、予め、災害等により遺構の保存上又は安全上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を把握し、危険箇所を中心に定期的（年１回程度）や災害後に臨時点検（モニタリング）を実施して遺構の保存状態を把握する。

・点検により確認された露頭掘り跡・間歩跡等の遺構のき損等に対しては、適切に復旧を行い、必要に応じて遺構や遺構周辺への被害の拡大防止策を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・斜面地の樹林については、現状維持を基本とするが、遺構直上又は周辺に生育する樹木で、樹根の成長や倒木により遺構損傷や斜面地の崩壊に影響する可能性があるものが定期点検（モニタリング）で確認された場合は、伐採を検討する。

・鉄塔・電柱・電線類、治山施設などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

D：道遊の割戸

道遊の割戸は、露頭掘りの跡を中心とする指定地一帯を１つの地区として保存管理の範囲とする。

指定地内の本質的価値を構成する要素の中心は、幅が 30mにも達した露頭掘りの跡であり、その尾根頂部の裂け目の姿は、佐渡金銀山全体のシンボル的な景観となっている。一方で、採鉱の痕跡が顕著に見られる斜面地では崩壊が発生しており、その対策が課題となっている。また、指定地の地下部分は、近代以降も坑道開削が行われており、近現代遺構の坑口・坑道などがみられる。

公開活用については、指定地南西の見学路（見学展望台）から自由に見学することが可能であるが、見学路周辺は危険防止のために人止め柵が設置されている（見学展望台以外でも周辺地の至るところから眺望可能）。また、指定地の地下の一部を地下坑道（観光坑道：道遊坑コース）が通る。佐渡市の所有地であり、地下坑道部分及び指定地の南西側にある見学路は鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）が管理、山林部分は佐渡市が管理している。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（割戸の形状を呈する露頭掘り跡、坑口）
		地下遺構	採鉱関連遺構（坑道等）
	近現代遺構（動産類含む）		採鉱関連遺構（近現代露頭掘り跡、道遊（通洞）坑、道遊廃坑等その他近現代坑道）、信仰関連遺構（高任神社）
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった山稜・土地、地形・地質の露出状況
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	見学用通路･展望台、柵･手すり類、注意喚起看板、史跡説明板・史跡名称柱（エリア隣接地）
		自然的要素	二次林（イヌザクラ－コナラ群集、アカマツ等）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	－

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・人工的に造られた急斜面地であり、表面の風化による小崩壊が発生している。 ・人工的に造られた不安定な斜面地のため、立ち入ることが困難な場所が多い。
		保存施設	・保存管理施設としての統一された説明等が必要であり、設置場所も検討する必要がある。
	防災		・急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。 ・公開施設があり、来訪者の多い場所でもあるため、安全確保のための施設の充実が必要。
復旧	遺構保存		・自然の岩山を削り取った人工的削平面が遺構面であり、人の手によって割戸となった山そのものの形が史跡として重要であることから、現在の山容を維持するため斜面崩落等の防止策を講じる必要がある。 ・近年、本エリア隣接地（C-1：濁川及び周辺エリア）で道遊脈・青盤脈の走行線上で斜面崩壊が発生し、狸掘り穴（坑道）等の遺構も破損・消失しているため、指定地及び周辺域の斜面安定化のための適切な防止策を検討する必要がある。 ・遺構面及び斜面上に生育する樹木の成長が、落石や崩落の誘因となる恐れがある。

〈保存管理の方針〉

●自然の岩山を削り取った遺構面を、佐渡金銀山遺跡のシンボル的景観として保存していくために、遺構の定期点検（モニタリング）を行うとともに、斜面崩落防止対策を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・大規模露頭掘り跡と遺構と一体となった土地（山稜地形）の適切な保存管理を図る。

・遺構と自然の地形が一体化しており、斜面崩壊等が直接遺構のき損、滅失につながることから、遺構の保護と防災の両面から、崩落防止策を検討する必要がある。特に隣接エリア（C－１：濁川及び周辺エリア）で斜面崩壊が発生していることから、周辺地における斜面崩壊の履歴調査を含め、定期点検等により斜面状況の把握を行うとともに、本エリア及び周辺域の斜面安定化のための防止策を検討する。なお、道遊の割戸は一部を公開し、佐渡金銀山遺跡のシンボル的存在でもあることから、防災に主眼を置いた公開範囲の設定や景観に配慮した崩落防止策等の検討も行う。

・近年の本エリア隣接地（C-1：濁川及び周辺エリア）の斜面崩落は、安山岩質溶結凝灰岩に特有の節理や、層理の境界面等に生じた亀裂に、積雪による浸透水が入り込み、凍上・融解をくり返すうちに崩壊に至ったと推定されている。このような現象は崩落現場に隣接した地点においても発生の可能性があることから、周辺地の斜面崩壊の履歴調査を含めた、斜面状況調査・地層分析等による崩落メカニズム調査に基づいた斜面安定化のための適切な崩落防止策を検討する。

・なお、山頂露頭部の直下には近代以降にダイナマイトにより露頭掘りを行った横穴が大きく口を開けており、地下にある道遊坑（高任・間ノ山地区）の坑道とつながるなど、複雑な遺構の様相を呈している。よって何らかの遺構のき損や地盤の崩落が他の遺構のき損や連鎖的崩壊につながる恐れがあることから、地上部（割戸部分、割戸直下地上部）、地下部（道遊坑）の一体的な遺構の保存と防災対策を検討するものとする。

・管理団体である佐渡市は、当地域を日常的に管理・公開している鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。

・その他既存の見学通路や柵等の文化財保存活用施設は、現状を維持し、必要に応じて更新する。

・落石の誘因の１つに樹根の成長による岩目の拡大があること、一方で樹根が表土を安定させ、土砂の流出・崩壊防止機能ももっていることから、植生については、遺構の保存、防災、景観などの面から各種調査成果に基づき樹木の取扱いを慎重に検討する。

E：宗太夫間歩

宗太夫間歩は、青盤脈の西端に当たり、相川金銀山で最初に開かれた間歩の１つである「割間歩」の一鉱区である。坑口は高さ約 3m、幅約 2mで、斜坑を含む坑道内は他の鉱区とつながる連絡運搬坑道が縦横に走っており、江戸時代における坑道の特徴を示している。また、大型の斜坑はゆるやかな傾斜で海面下まで延びている。間歩の指定地一帯を地区の保存管理の範囲とする。

保存管理の範囲とする史跡指定地は間歩入口の釜ノ口から斜坑 35m程の部分で、入口は道路（一般県道白雲台乙和池相川線）に接しているが、道路沿いの斜面地は急峻で落石等土砂災害の危険性が高いため、遺構の保存や来訪者、道路通行者（車）への安全対策のために、崩落防止対策が課題となっている。

公開活用については、観光坑道「宗太夫坑コース」として史跡指定地の一部を公開している（坑口は外観からのみ見学可）。佐渡市の所有地であり、坑道部分は鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）が管理、山林部分は佐渡市が管理している。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	採鉱関連遺構（坑口）
		地下遺構	採鉱関連遺構（坑道）
	近現代遺構（動産類含む）		採鉱関連遺構
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった土地、地質の露出状況
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	復元施設（坑口化粧棚、四ツ棚等山留） 説明板等解説施設、人形・模型等坑内作業再現施設、坑道舗装施設、観光坑道、門扉、柵・手すり類、注意喚起看板等サイン類、坑道(管理用）舗装施設、電気等設備関連 史跡名称柱、史跡説明板
		自然的要素	二次林（イヌザクラ－コナラ群集）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	落石防止擁壁

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・史跡名称柱、説明板等の保存施設の設置や維持管理等について、間歩を直接管理する鉱業権者と管理団体である佐渡市の緊密な連絡体制の構築や、役割分担を明確にする必要がある。
		保存施設	・保存施設としての統一された史跡名称板等が必要である。 ・当時の坑内作業等の様子を復元展示する施設は、史跡の理解を深める解説機能として有効である。施設の更新等に際しては、史跡の価値を損なうことがないよう配慮が必要である。
	防災		・指定地外を含めて、宗太夫間歩の位置する山稜は急傾斜地で、通行量の多い県道に接しており、落石等土砂災害の危険性がある地点である。日常的な落石危険箇所の点検や、必要に応じて現状調査等を行い、その結果に基づき景観に配慮した適切な防災措置を検討する必要がある。

保存管理の方法		保存管理上の課題
復旧	遺構保存	・指定地は宗太夫間歩の坑口から坑道の幅に沿った一部のみであることから、周辺指定エリアと整合した保存措置が必要である。 ・佐渡金銀山を代表する近世の坑道として、遺構の全容解明のために可能な範囲において、測量及び遺構の現状把握調査等が必要である。 ・現状調査等に基づき、必要な保存対策を検討する必要がある。
	修復	・遺構（斜坑）上に設置されたコンクリート階段等の取扱いを検討する必要がある。

〈保存管理の方針〉

●近世の佐渡金銀山を代表する大型斜坑である遺構の現状保存と、公開活用に必要な諸施設の維持管理や安全対策を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・間歩遺構を適切に保存する。
・間歩遺構と一体となった丘陵斜面の崩落防止対策等を必要に応じて計画的に実施する。
・遺構の詳細な内容や保存状況等の把握のために、指定地外を含めた現存遺構の測量及び遺構の現状把握調査等を行い、調査結果に基づき適切な保存策を講じる。
・管理団体である佐渡市は、当遺跡を実際に管理している鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）からの定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。特に本来の間歩の坑口等が理解できるような解説を行う。
・間歩内の公開活用施設の更新等に際しては、現存遺構の保存に影響がないよう配慮する。
・適切な保存管理及び坑道内部を安全に公開するために、新たに掘削された見学用の坑道（通路）とオリジナルの坑道が来訪者に混同されることがないように、その範囲を明示するなどの配慮を検討する
・一般に公開されていない本来の間歩入口内外の指定地についても、定期的な点検等による保存状況の確認等を行うなど適切に維持管理する。
・指定地を含めて、宗太夫間歩のある山稜は急斜面地で、通行量の多い県道に接しており、落石等土砂災害の危険性がある地点である。日常的な落石危険箇所の点検等を行い、必要に応じて現状調査等に基づく景観に配慮した適切な防災措置を講じる。

F：南沢疎水道

南沢疎水道は、坑内の湧水処理のために岩盤を掘り抜いた排水用坑道で、疎水道の形に沿って史跡指定されている延長 167mを地区の保存管理の範囲とする。

指定地内の本質的価値を構成する要素は、地下の通水坑道であり、現在も坑内の水を排水する機能を維持しており、坑内の水は下流部の間切川との合流点から放流され相川の海岸に流れ出ている。そのため、水質を維持していくための管理や、地下部分の遺構に影響を与える地上での行為の制限が課題となっている。

指定地の地上部は、市有地と民有地が混在する状況であり、土地利用状況も宅地、山林、畑、境内地、墓地等、様々である。坑道部分は、鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）が維持管理を行っている。

疎水道内部は原則として非公開となっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上及び地下遺構	通水坑道（床面は管理道と水路からなる）
	近現代遺構（動産類含む）		通水坑道（床面は管理道と水路からなる）
	遺構と一体となった土地		通水坑道直上の土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	史跡名称柱（史跡隣接地）、説明板・道標等屋外解説施設（史跡隣接地）
		自然的要素	二次林（タブノキーエノキ群落等）
		社会的要素	坑道門扉、管理用連絡坑道、排水管・電気等設備関連施設（史跡隣接地）、坑水処理施設（建築物・機器類）（史跡隣接地）
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	民家、道路及び関連施設（通水坑直上）

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・南沢疎水道は現在でも相川金銀山の坑内排水を行っていることから、坑道をはじめとした地下遺構の保存のためにその機能を維持する必要がある。 ・坑内の排水は下流で間切川に放流しており、今後とも一定の水質を維持するための管理が必要である。 ・水質管理等日常の維持管理や災害等緊急時における、鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）と史跡管理者（佐渡市）の緊密な連絡体制づくりが必要である。
		保存施設	・保存施設としての統一された史跡案内板等が必要である。 ・文化財保護の目的に則り、保存を前提とした公開・活用方法の在り方の検討が必要である。
	防災		・来訪者の安全確保のための施設の設置を必要に応じて検討する必要がある。
復旧	遺構保存		・コンクリート等で補修した箇所や、配線の仮設物等があるが、史跡にふさわしい素材・工法等による更新の検討が必要である。 ・指定地と一体的な価値をもつ指定地外の坑道部分について、現況調査に基づき、遺構の保存状況の把握及び適切な管理と、追加指定等による保護対策を検討する必要がある。 ・地下部分の遺構に影響を与える地上での行為の制限が必要である。

〈保存管理の方針〉

●通水坑道の現状保存と排水処理機能の継続に必要な維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・通水坑道遺構の適切な保存管理を図る。
・特に坑内水の水質や流量の状況を監視し、今後とも一定の水質を維持する。
・管理団体である佐渡市は、当地区を日常的に管理している鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。
・遺構の詳細な内容や保存状況等の把握のために、未指定地を含めた残存遺構の測量及び遺構の現状把握調査等を行う。指定地外の遺構については、調査等の成果をもとに追加指定等の保護策を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・坑道を管理するための通路や設備類はその機能の維持を図るとともに、更新や改良の際には、史跡と一体的な施設としてふさわしい素材、工法等で行う。
・史跡の周知のための統一したデザインの史跡説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
・通水坑道の直上には道路や民家等建物等の施設がある。現状では地上の施設が坑道遺構に影響を与えている状況は確認できないが、直上の施設の更新等に際しては遺構の保存を前提とする。
・現在は原則非公開であるが、整備計画等にもとづき公開・活用のための通路等を整備する際には、遺構の保存及び排水処理機能に影響を与えないよう設置する。

G：近代遺跡

G－1：大立地区近代施設エリア

大立地区近代施設エリアは、相川金銀山地域のほぼ中央に位置し、明治２年(1869)の鉱山の官営化とともに近代化が進められた大立地区の史跡指定範囲のうち、大立竪坑櫓を中心とした近代化施設と施設への管理用道路を含む一帯を１つのエリアとして保存管理の範囲とする。

エリアの本質的価値を構成する要素は、大立竪坑櫓（櫓、鉱舎建造物）と大立竪坑捲揚機室（室内の動力機械類を含む）等の採掘関連遺構で、大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室は、重要文化財に指定されている。これら施設の鉄、コンクリート等の素材の劣化の対応や、施設が立地する急峻な斜面地の岩盤の崩落防止策が課題となっている。

土地所有は佐渡市であるが、施設の所有は鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）となっており、所有者が管理を行っている。施設は鉱業権者がガイドツアー等で限定的な公開を行っている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構		－
	近現代遺構(動産類含む)	地上遺構	採鉱関連遺構（大立竪坑櫓及び関連遺構、大立竪坑捲揚機室及び関連遺構、大立竪坑捲揚機室内動力機械類、敷地造成地形・石垣、採掘跡）
		地下遺構	採鉱関連遺構（大立竪坑、通洞坑等地下坑道）、鉱車軌道など採鉱・運搬関連機械類
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	登録有形文化財名称板、説明板・名称板等野外解説施設、見学通路、サクラ等修景植栽、竪坑坑口遮蔽施設、柵・門扉・手すり類、注意喚起看板、電気等設備関連施設、捲揚機室天井等補強施設（鉄骨）
		自然的要素	丘陵斜面地等の自然地形 二次林（ユキグニミツバツツジーアカマツ群集・イヌザクラーコナラ群集等）、スギ植林、保安林
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	記念碑

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	【大立竪坑捲揚機室】 ・内部の機械類のメンテナンス
		保存施設	・保存施設として統一された史跡案内板等が必要
	防災		－

保存管理の方法		保存管理上の課題
復旧	遺構保存	【大立竪坑櫓】 ・塩害による鉄骨の劣化 ・鉱車回転台周辺（鉄骨・鉄板）の劣化 ・鋼材部の錆 【大立竪坑捲揚機室】 ・岩盤の補強等 ・鉄筋コンクリートの劣化 ・湧水による鉄筋コンクリートの劣化

〈保存管理の方針〉

●竪坑櫓を中心とする近現代構造物の適切な保存管理と、鉄・コンクリート等の素材の定期点検（モニタリング）に基づく適切な手法による復旧を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・竪坑櫓や竪坑捲揚機室と一体となった動力機械等の遺構や、遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。
・鉄、コンクリートといった素材からなる建造物は、要素別保存管理に順じて適切に保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の劣化の進行を防止又は抑制する措置や復旧を計画的に行う。
・管理団体である佐渡市は、当遺跡を日常的に管理・公開している鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
・柵類等の管理施設は維持的措置によって、適切に現状を維持するとともに、更新に際しては、周辺の景観に調和した素材等を用いる。
・指定地の森林部分は保安林（土砂流出防備）に指定されており、土砂の崩壊・流出を抑制する防災機能を維持するために必要な森林の管理を行う。森林植生の中で人工林の部分については、景観の大きな変化を避けるために、保安林の指定施業要件に基づいて択伐をくり返し実施する等、より公益的機能が高度な針広混交林への林相改良を図る。
・史跡と直接関係しない記念碑は指定外への移設等を検討する。

G－2：高任・間ノ山地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）

高任・間ノ山地区は、相川金銀山地域のほぼ中央に位置し、採鉱・選鉱施設のほか、これらを連絡する坑内活動の支援施設、機械選鉱の発達を支えた電力供給というインフラ施設など様々な役割の施設が設置されていた地区と、高任地区からの鉱石を北沢地区の選鉱施設に送るための鉱車軌道の一部であった諏訪隧道及び神明トンネルの3箇所を1つの地区として保存管理の範囲とする。

エリアの本質的価値を構成する要素は、高任竪坑、道遊坑、高任粗砕場、電車車庫（機械工場）、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、高任分析所、中尾変電所、間ノ山搗鉱場の基礎遺構、濁川を渡る上下2本のアーチ橋、諏訪隧道及び神明トンネルを中心に、それらに関連する遺構であり、高任坑、道遊坑、高任粗砕場、電車車庫（機械工場）、高任貯鉱舎およびベルトコンベアヤード、間ノ山上・下橋が重要文化財に指定されている。そのほか、本質的価値に準ずるものとして旧鉱山事務所、旧浴場、倉庫等小屋類がある。これら施設に使用されている鉄、コンクリート等の素材の劣化への対応や、植物の繁茂・浸食が課題となっている。

土地及び施設の所有は、河川及び道路敷の公有地を除いた範囲が鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）となっており、所有者が管理を行っている。坑道を中心に地区の一部は有料施設として株式会社ゴールデン佐渡が公開している。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地下遺構	近世鉱山集落跡（間ノ山清右衛門町等）
	近現代遺構(動産類含む)	地上及び地下遺構	鉱石運搬関連遺構［高任坑（坑道内外部軌道等関連建造物）及び関連遺構、高任竪坑櫓、資材等運搬関連－道遊坑（坑道内外部軌道等関連建造物）及び関連遺構］ 選鉱関連遺構（高任粗砕場（建造物）及び関連遺構、高任粗砕場内破砕関連機械・設備類、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード（建造物）及び軌道等関連遺構、ベルトコンベアヤード内ベルトコンベア及び動力機械類） 管理関連遺構（電車車庫（機械工場）（建造物）及び関連遺構、電車車庫（機械工場）内修理機械類・軌道、軌道及び渡り廊下、分析所（建造物）及び関連遺構、分析所内鉱石分析用機械等、中尾変電所（建造物）及び関連遺構、間ノ山上橋、間ノ山下橋、諏訪隧道・神明トンネル（建造物）及び排水溝、土留石垣等関連遺構、濁川護岸石積） 製錬関連遺構（間ノ山搗鉱場（建造物）及び関連遺構） その他（敷地造成地形・石垣・コンクリート擁壁）
		地下遺構	採鉱関連遺構（高任竪坑）、近代鉱山関連遺構（選鉱場、鉱山住宅等）
	遺構と一体となった土地		生産関連遺構と一体となった土地
	本質的価値に準ずるもの		旧鉱山事務所、旧浴場、倉庫等小屋類
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	登録有形文化財名称板、説明板・名称板・案内板・道標等野外解説施設、ベンチ、四阿、サクラ・シバ等修景植栽、金鉱石・磨石展示、竪坑坑口遮蔽施設、柵・門扉・手すり類、注意喚起看板、電気等設備関連施設、防災施設（火災報知器・消火設備）
		自然的要素	丘陵斜面地、谷間平坦地、河川（濁川・右沢） 二次林（イヌザクラ－コナラ群集等）
		社会的要素	駐車場、便所
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	記念碑、電柱・電線類、看板類、小屋、食堂、道路及び関連施設、橋梁等河川施設

〈保存管理上の課題〉

<table>
<tr><th colspan="3">保存管理の方法</th><th>保存管理上の課題</th></tr>
<tr><td rowspan="3">管理</td><td rowspan="2">保存・管理</td><td>維持管理</td><td>【高任竪坑】
・鋼材における定期的なメンテナンス（錆止塗装）
【高任粗砕場】【電車車庫（機械工場）】
・内部の機械類のメンテナンス・植物による浸食
【高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード】
・内部の機械類のメンテナンス・建物壁面の蔦等の植物対策
【分析所】
・部材（木）の劣化
【間ノ山搗鉱場】【間ノ山上橋】
・植物による浸食
【間ノ山下橋】
・植物による浸食
【神明トンネル】【諏訪隧道】
・地上遺構の部材の劣化</td></tr>
<tr><td>保存施設</td><td>・保存施設として統一された史跡案内板等が必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災</td><td>―</td></tr>
<tr><td>復旧</td><td colspan="2">遺構保存</td><td>【高任粗砕場】
・部材（木）の劣化・屋根の修理・鋼材部の錆・鋼材の断裂部の補強等
【電車車庫（機械工場）】【分析所】
・部材（木）の劣化
【高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード】
・部材（木・鉄・RC）の劣化
【間ノ山搗鉱場】
・鉄筋コンクリートの劣化・破損
【間ノ山上橋】
・地上遺構の部材の劣化
【間ノ山下橋】
・アーチ内側の落石・地上遺構の部材の劣化
【神明トンネル】【諏訪隧道】
・地上遺構の部材の劣化</td></tr>
</table>

〈保存管理の方針〉

●近現代坑道や選鉱関連遺構等の適切な保存管理と、鉄・コンクリート等の素材の定期点検（モニタリング）に基づく適切な手法による復旧を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・高任坑や道遊坑といった鉱石・資材運搬坑道遺構（通洞坑）や、高任粗砕場・高任貯鉱舎及び関連機械類等の選鉱関連遺構、機械工場及び修理機械類・分析場・中尾変電所・間ノ山搗鉱場・橋梁・トンネル等鉱山管理関連遺構等の様々な生産関連の近代の建造物からなる地上遺構や地下遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。

・鉄、コンクリート、煉瓦、石といった素材からなる建造物は、要素別保存管理方法に順じて適切に

保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の劣化の進行を防止又は抑制する措置や、復旧を計画的に行う。倉庫等遺構の本来の機能と直接関係しない利用に供されているものは、遺構の復旧にあわせて本来の用途の復旧等を行う。

・間ノ山上橋は車両の通行等による保存環境の影響について定期的に観察し、振動等による影響がみられた場合は、通行車両の規制や代替え橋の検討など、適切な保存処置を講じる。

・間ノ山下橋は土砂が厚く堆積し、石積面に植物の侵入なども見られることから、土砂等の撤去により保存状況の把握とともに適切な保存措置を講じる。

・間ノ山搗鉱場の遺構上及び周辺に繁茂する植物は、遺構の保存の上から、除草、伐採等を行い、土砂の堆積が見られた場合は撤去する。

・濁川の護岸は改修等に際しては復旧等も視野に入れ工法を検討し、施設管理者と調整を行う。また、石積遺構が残存する箇所については、モニタリングや破損・劣化状況調査等に基づき計画的に補修や復旧を行う。その手法については、河川の公益的機能の維持の上からも施設管理者と協議・調整の上で進めていくものとする。

・管理団体である佐渡市は、当地区を日常的に管理・公開している鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

・古文書等の記録類には当地区に近世の集落跡等があったとされていることから、計画的な発掘調査等により、地下遺構の把握に努めるとともに、土地の掘削等に際しては、近代のみならず近世遺構の保存も図る。

■本質的価値に準ずる要素の保存管理

・鉱山操業時から存在した事務所や倉庫等の歴史的建造物以外の管理施設については、当面は現状を維持する。将来的な取扱いについては、履歴調査等を基に整備計画等で検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のために統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。

・その他既存の見学通路や管理施設等の文化財保存活用施設は、現状を維持し、必要に応じて更新する。

・道路及び関連施設は、史跡の見学上、管理上必要な施設としてその機能を維持する。

・既存の食堂、駐車場等の来訪者のための便益的施設は、史跡指定地外で代替地が得がたいこと、山間部といった史跡の立地上からも、公開・活用の上で必要な施設として当面は現状を維持するが、更新に際しては、景観に配慮した形状・意匠・色調等とし、除去も検討する。

・修景木等の植栽植物は、定期的な維持的措置によって一定の状況を維持する。その他二次林等の適切な保存管理を図り、遺構上や遺構周囲へ侵入・繁茂しないようにする。

G－３：北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）

北沢地区は、明治時代以降には、選鉱・製錬拠点となっていた地区で、それらの施設跡地としての史跡指定地を保存管理の範囲とする。

エリアの本質的価値を構成する要素は、明治時代の御料局佐渡支庁跡の建物、北沢火力発電所発電機室棟や旧北沢青化・浮選鉱所、昭和時代の北沢浮遊選鉱場、50mシックナーのほか、北沢浮遊選鉱場の対岸の発掘調査で確認された鉱山に機械部品等を供給するための鋳造工場や仕上工場等の工作工場群跡がある。そのほか、本質的価値に準ずるものとして旧鉱山本部事務所関連の小屋類がある。これら施設の鉄、コンクリート等の素材の劣化の対応や、植物の繁茂・浸食が課題となっている。

土地所有は、佐渡市と鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）となっており、各所有者が管理を行っている。地区内は一般に公開しており、地区の一部は公開のための平面表示や解説板の設置等の整備を行っている。また、御料局佐渡支庁跡の建物では、市立相川郷土博物館として鉱山に関係する展示が行われているほか、地区内には体験施設（技能伝承展示館）や売店（無名異焼北沢窯）などがある。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地下遺構	近世鉱山集落跡（買石集住地等）
	近現代遺構(動産類含む)	地上及び地下遺構	選鉱関連遺構（北沢浮遊選鉱場（建造物）及び関連遺構、北沢青化・浮選鉱所（建造物）及び旧沈澱製錬所・沈澱池等関連遺構、50mシックナー（建造物）及び関連遺構） 管理関連遺構（北沢火力発電所発電機室（建造物）及び関連遺構、キューポラ（建造物）及び機械部品等鋳造工場関連遺構、工作工場跡（壁等建造物基部）及び関連遺構、濁川護岸石積、敷地造成地形・石垣・階段等） 運搬関連遺構（インクライン（建造物）及び関連遺構） 経営関連遺構（御料局佐渡支庁（建造物））、旧鉱山本部事務所（建造物）及び関連遺構
		地下遺構	生産関連：50mシックナー等北沢浮遊選鉱所関連遺構、工作工場群関連遺構、その他近代選鉱・製錬関連前身施設
	遺構と一体となった土地		生産関連遺構と一体となった沢状の土地
	本質的価値に準ずるもの		旧鉱山本部事務所関連小屋類
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	鉱車軌道(見学･管理用道路兼用)、工場跡平面表示、工場跡壁面（露出展示）、説明板・名称板・案内板・道標等野外解説施設、ベンチ、四阿、サクラ(北沢浮遊選鉱場)・シバ等修景植栽、柵類、注意喚起看板、電気等設備関連施設
		自然的要素	丘陵斜面地、谷間平坦地、二級河川（濁川） 二次林（エゾイタヤーコナラ群落、タブノキーエノギ群落、コナラ群落、タブノキーネザサ群落、コナラ群落、カシワータブノキ群落等）
		社会的要素	駐車場、便所、
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	―
		社会的要素	相川郷土博物館新館・収蔵庫、有田八郎記念館・名誉町民資料館（相川郷土博物館に併設）、相川文書館（相川郷土博物館に併設、旧第四銀行相川支店移築建物）、技能伝承展示館、記念碑、電柱・電線類、看板類、ゴルフ練習場跡施設基礎、旧プール観覧席、道路及び関連施設、橋梁等河川施設、売店(無名異焼北沢窯)

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	【北沢浮遊選鉱場】【北沢青化・浮選鉱所】 ・草木の伐採・植物による浸食 【50mシックナー】【インクライン】【キューポラ】 ・植物による浸食 【御料局佐渡支庁跡】 ・公開施設における保存管理 【旧鉱山本部事務所】 ・素材（木）の劣化・雨漏り対策
		保存施設	・露出遺構や遺構表示施設などの経年劣化や人的損傷が懸念される。
	防災		―
復旧	遺構保存		【北沢浮遊選鉱場】【北沢青化・浮選鉱所】【50mシックナー】【インクライン】 ・部材（鉄・コンクリート）の劣化・鉄筋の爆裂・露出 【北沢火力発電所発電機室棟】 ・部材（煉瓦）の劣化 【キューポラ】 ・炉部分の発掘調査・部材（鉄・コンクリート）の劣化・鉄筋の爆裂・露出 【御料局佐渡支庁跡】【旧鉱山本部事務所】 ・素材（木）の劣化・雨漏り対策
	修復		・二級河川濁川の護岸石垣の一部に損傷がみられる。 ・二級河川濁川に架けられていたコンクリート橋梁が崩落しており、復旧の検討が必要。 ・青化浮選鉱所西側のインクラインから連続する橋梁の復元により、当時の姿を再現するかが課題。

〈保存管理の方針〉

●近現代構造物及び跡地の適切な保存管理と、鉄・コンクリート等の素材の定期点検（モニタリング）に基づく適切な手法による復旧を行う。

●歴史的景観に馴染まない施設の将来的な移転等も視野に入れた取扱いを検討する。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・北沢浮遊選鉱場、北沢青化・浮選鉱所、50mシックナー等の選鉱・製錬関連遺構、北沢火力発電所発電気室棟、キューポラ、御料局佐渡支庁跡、旧鉱山本部事務所等の鉱山管理関連遺構、インクライン等の運搬関連遺構等の様々な近代の建造物からなる地上遺構や地下遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。

・鉄、コンクリート、煉瓦、石、木といった様々な素材からなる建造物は、要素別保存管理に準じて適切に保存管理する。モニタリング等の結果に応じて、腐朽箇所等の劣化の進行を防止又は抑制する措置や復旧を計画的に行う。

・遺構の保存環境の改善のために、北沢青化・浮選鉱所遺構の直上の樹木や堆積した土砂は維持的措置により除去する。土砂の撤去によって保存環境に影響がみられる場合は、モニタリング

等の結果に応じて適切な遺構保存策を講じる。

・50mシックナー等コンクリート構造物の天端は、降雨後には雨水の滞水がみられ、植物の繁茂もみられることから、遺構の保存環境の改善のために、遺構の復旧等にあわせて現状調査等に基づき適切な排水経路の整備や植物の撤去等を行う。

・濁川の護岸は、モニタリング等の各種調査・点検によって石積遺構に破損箇所等が確認された場合は、整備計画等に基づき計画的に復旧する。その手法については、河川の公益的機能の維持の上からも施設管理者と協議・調整の上で進めていくものとする。

・管理団体である佐渡市は、当地区を日常的に管理・公開している鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）から定期的、または災害時等臨時的な点検結果の報告を受けるなどにより情報を共有し、史跡管理者として史跡の保存管理上必要な情報の統括を図る。

・古文書等の記録類には当地区に近世の集落跡等があったとされていることから、計画的な発掘調査等により、地下遺構の把握に努めるとともに、土地の掘削等に際しては、近代のみならず近世遺構の保存も図る。

■本質的価値に準ずる要素の保存管理

・鉱山操業時から存在した小屋類は当面は現状を維持する。将来の取扱いについては履歴調査等を基に整備計画等で検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。

・遺構の位置等を平面的に表示した遺構表示施設は、現状を維持し、小規模な破損等は維持的措置で対応する。維持的措置で対応できない劣化やき損は、計画的に復旧する。

・その他既存の見学通路や遺構表示広場等の文化財保存活用施設は、現状維持を基本とし、必要に応じて更新する。

・相川技能伝承館等は、地域の文化活動に必要な施設ではあるが、史跡とは直接関係無い施設であり、本質的要素である歴史的建造物等の視認性を妨げるなどしているため、更新の際には撤去あるいは移設を検討する。

・相川文書館は、史跡とは直接関係の無い施設ではあるが、大正時代の建築である旧第四銀行相川支店行舎を移築した歴史的建造物であり、改修・更新の際には現状保存または移設を検討する。

・既存の売店等商業施設の改築は、周囲の景観に調和したものとするよう配慮する。また、現敷地以外にわたる増改築は、土地の改変履歴を参考に検討するが、現状変更に際しては事前の遺構確認と遺構保存を前提とする。

・修景木等の植栽植物は、定期的な維持的措置によって一定の状況を維持する。植栽木で遺構の直上等にあり、遺構の保存に影響を及ぼす恐れのある樹木は移植または撤去する。その他二次林等は適切に保存管理を図り、遺構上や遺構周囲へ侵入・繁茂しないようにする。

G－4：戸地地区

戸地地区は、明治時代末期～大正時代にかけて水力発電所が建設され、佐渡鉱山の動力源の 1 つとなった指定地全域を対象とする範囲である。

地区内の本質的価値を構成する要素は、戸地川河口付近の丘陵裾の平坦地に設置された戸地川第二発電所関連の建造物及び敷地外周石積並びに放水路と、戸地川中流部の取水口及び取水口から発電所までの送水に使用された水路等の水力発電所関連遺構であり、水力発電所関連遺構は急峻な山林内に分布している。

地区の大部分は、民有地となっており、鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）が所有する戸地川第二発電所建屋付近は草刈りや発電所内の機械類の点検が定期的に実施されているが、山林は個人所有地のため、基本的に所有者による樹林管理に委ねられており、水路等の遺構の保存と樹林管理の調整が課題となっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	－
		地下遺構	－
	近現代遺構（動産類含む）		戸地川第二発電所関連建造物、動産類（発電機械類等）、敷地外周石積、発電所関連遺構（水路、取水口等）
	遺構と一体となった土地		発電所及び関連施設が建設された丘陵や丘陵裾に広がる敷地一帯
	本質的価値に準ずるもの		戸地川第一発電所及び水路
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	－
		自然的要素	丘陵等の自然地形、二級河川（戸地川）、二次林（エゾイタヤーケヤキ群集、イヌザクラーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、竹林）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	遺構直上に生育する樹木、繁茂した樹林
		社会的要素	道路、農業用水路、河川施設、鉄塔、電柱、電線類

〈保存管理上の課題〉

保存管理の項目			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・戸地川第二発電所関連建造物と動産類の適切な維持管理が必要。 ・遺構の顕在化のため、定期的な木竹の伐採や草刈が必要。
		保存施設	・サイン類が整備されていないため、史跡保存施設として、統一された史跡名称板等の設置が必要。
	防災		・戸地川第二発電所関連建造物は木造建造物であるため、防火対策が必要。 ・山間の急峻な斜面地に遺存する遺構は、土砂災害等の自然災害の影響で崩れる可能性があるため、適切な防災措置が必要。 ・河川に近接する遺構は、河川の氾濫や土石流等の自然災害の影響により、損害を受ける可能性があるため、適切な防災措置が必要。
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。
	修復		・水路や石積の一部が損傷しており、適切な保存修理が課題。 ・戸地川第二発電所関連建造物後背の急峻な斜面地の整備により当時の姿を再現するかが課題。

〈保存管理の方針〉

●戸地川第二発電所の建造物の維持管理と周辺遺構の修復を検討する。

●山林内の水路や取水口の遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・木造建造物である戸地川第二発電所関連建造物は、防災対策を行い、現状を適切に保存管理する。また、建造物の維持的措置として経年的な劣化に対する小修理や病虫害防除等を定期的に実施する。
・発電所内の動産類（発電機類）は、本質的価値を有する建造物と一体であり、その保存は史跡の価値を担保する上で重要であるため、日常的な点検により保存状態を把握し、必要に応じて維持的措置を施し、現状を適切に保存管理する。また、取り外された部品や機械銘板などは、今後調査を行った上で、旧状に復することが可能なものは戻す。
・敷地外周石積や発電所関連遺構（水路、取水口等）及び一体となった土地については、現状保存を図ることを基本とし、小規模な破損については維持的措置で対応し、本格的修理が必要な際には、破損状況調査等を行い適切に復旧する。
・災害等により、遺構の保存上又は安全上の問題が発生する可能性が考えられる場所を予めマッピング等により把握し、経過観察を行う。変化が認められた場合には、維持的措置により、対応可能なうちに処置を行う。大きな破損が生じた場合は関係者と協議の上、適切に復旧する。
・戸地川第二発電所関連建造物後背の丘陵部の水圧管路・水槽や戸地川の取水口等の復元や再現については、今後の調査により遺構の状況が明らかになった時点で公開方法と合わせて検討する。

■本質的価値に準ずる要素の保存管理

・未指定の第一発電所及び水路については、現状保存を基本とするが、今後の調査により遺構の状況が明らかになった時点で追加指定や公有地化による保護策や活用策を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・現状でも一部は自由に見学できることを踏まえ、史跡の周知のための統一したデザインの史跡名称柱･説明板等の保存施設の設置を適切に行う。特に他の地区からは離れた場所にあるため、遺跡の一体性を理解できるよう現存遺構と関連する第一発電所との関連、佐渡金銀山遺跡の中での役割等がわかるような解説を行う。
・遺構の現状を維持していくために、エリア内の樹木については、現在の樹林環境を維持していくとともに、維持管理作業や公開活用も考慮して、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の定期的な林床の維持管理を中心に行う。
・石垣や水路等の遺構直上又は周辺に生育する樹木で、樹根の成長や倒木により遺構損傷や斜面地の崩壊に影響する可能性があるものについては伐採を検討する。
・道路、農業用水路、河川施設などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

H：大間地区

大間地区は、明治時代に築港された鉱山物資の積出し港（大間港）を中心とする大間地区の指定地全域を対象とする範囲である。

地区内の本質的価値を構成する要素は、港湾護岸、運搬関連遺構、鉱山管理関連建造物、建造物跡等の近現代遺構であるが、海岸部の地区であるため、波浪災害による港湾護岸の石積の崩壊や、塩害等による遺構の部材（鉄・コンクリート）の劣化等、損傷が著しい遺構が多く、平成26・27年(2014・15)には、一部港湾護岸石積の修復工事を実施している。

本地区は、海域と海岸の一部を除き民有地となっており、占有者が資材置き場として使用しており、維持管理も占有者が実施している。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	－
		地下遺構	－
	近現代遺構（動産類含む）		港湾護岸（人造石・練積）、運搬関連遺構（トラス橋、ローダー橋脚、クレーン台座、鉱車軌道）、鉱山管理関連建造物（煉瓦倉庫、捨鉱倉庫、鉱石倉庫等）、建造物跡（大間発電所跡等）
	遺構と一体となった土地		鉱石等鉱山関連物資の搬出入のために埋め立てられた海岸部に面した敷地一帯
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	解説板、広場・園路、休憩施設（ベンチ）、管理用柵、シバ等修景植栽
		自然的要素	海域
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	ボートハウス等建築物、電柱・電線類、消波ブロック等工作物、構造物、その他物品の堆積等

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・厳しい自然環境下で、操業当時の状況をできる限り維持するための経過観察等が必要。
		保存施設	・統一されたサイン類を設置済みであるため、適切な維持管理と必要に応じた更新が必要。
	防災		・高波等の波浪災害による護岸石積への被害が出ており、計画的な修理・修復が課題。
復旧	遺構保存		・稼働停止以降に造られた建造物（ボートハウス・倉庫）及び資材置き場の改修時の取扱いが課題。
	修復		・塩害等により部材（鉄・コンクリート）の劣化が見られるため、修理・修復が課題。

〈保存管理の方針〉

●港湾に面した近現代遺構の劣化進行防止のための維持管理や補強及び計画的な修復を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・当該地区は波浪や潮位の変動といった厳しい自然環境下であるとともに、石、木、煉瓦、鉄、コンクリートといった様々な素材からなる建造物が多くあるため、修復については、史跡全体について現状調査を実施し、課題の把握及び対応の優先順位を決定して計画的に進めていく。
・特に鉄のトラス橋や護岸は破損の進行による崩壊の危険性が高いため、破損の進行を止める応急措置も検討する。
・港湾護岸は、タタキ工法といった特異な工法が用いられているため、き損･滅失箇所の修復に際しては、平成 26 年(2014)の修復工事結果を踏まえ、旧来工法の調査・試験施工等を検討する。
・運搬関連遺構（トラス橋、クレーン台座、ローダー橋脚、鉱車軌道）等のコンクリート、鉄を用いた建造物は解体が困難であるため、補強や劣化の進行防止策等を講じることになるが、そのために必要な定点観察（モニタリング）等の各種調査を実施して経過観察を行うとともに、定期的な保存状態の把握に努める。修復に際しては、調査工事や試験施工を実施し、最新の保存技術の採用も検討する。
・木造建造物である捨鉱倉庫、鉱石倉庫は、経過観察を行い、経年的な変化に対する維持的措置（小修理や病虫害防除等）や破損状況が顕著となった場合は修理・修復を行う。
・煉瓦造建造物である煉瓦倉庫のうち、現在も内部を使用しているものについては、必要に応じて耐震のための補強を検討する。補強が必要となった際には、史跡の価値を減ずることがないように工法等を十分に検討する。
・建造物の一部が欠損している煉瓦倉庫や大間火力発電所跡については、今後の調査により遺構の状況が明らかになった時点で公開方法と合わせて復元や再現の手法を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・公開用に整備された説明板、広場・園路、休憩施設、管理用柵等については、日常的、定期的な点検や維持的措置により適切に管理を行う。
・指定地内の稼働停止以降に造られた建造物（ボートハウス・倉庫）や、占有者による資材等の集積については、施設の更新時期に合わせて撤去や指定地外への移設等について、今後、所有者や占有者と協議し､史跡としてふさわしい景観保全に向けての同意･協力を得ていくものとする。

Ⅰ：上相川・上寺町エリア

上相川・上寺町エリアは、相川金銀山の成立に伴う鉱山集落跡の上相川地区と初期寺町域の上寺町地区の２地区の指定地全域を対象とする。隣接するこの２地区は、いずれも大部分が山林であり、中近世の遺構が指定地全体に分布していることから、１つのエリアとして保存管理の方法を示す。

２地区は、江戸時代の鉱山関係者の生活・生業に係る信仰の一端を物語る重要な遺跡であり、エリア内の本質的価値を構成する要素は、鉱山集落関連遺構（テラス、石垣・石段、石列、道跡、井戸跡、池跡、水路跡、窪地等）や信仰関連遺構（寺社跡、墓地跡等）の地上遺構の他、地下遺構も確認されている。その他、上相川火薬庫（上相川地区）や大塚部屋跡（上寺町地区）等の近現代遺構も残存している。これらの遺構は山林内に立地しており、樹木の成長や土砂の流入・流出により、遺構の顕在化が妨げられたり、石垣やテラス状の造成地形といった露出した土や石の遺構保存管理が課題となっている。

上寺町地区は現在ほとんど公開していない状況であるが、上相川地区については、地元保存団体等により、現地見学会や旧町名を示す名称柱の設置等が行われており、相川金銀山から鶴子銀山に至る旧道を活用したルートも確保されている。旧道沿いでは保存団体等への委託による定期的な樹木の刈り払いや倒木の除去を行っている。水替無宿の墓では無宿人供養が定期的に行われ、情死の墓や、個人墓への墓参も時折みられる。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	【上相川地区】 鉱山集落関連遺構（テラス、石垣・石段、石列、道跡、水路跡、窪地、井戸跡等） 信仰関連遺構（寺社跡、墓地跡等） 【上寺町地区】 鉱山集落関連遺構（テラス、石垣・石段、石列、道跡、井戸跡、池跡、水路跡等） 信仰関連遺構（寺跡、石仏、墓地跡等）
		地下遺構	鉱山集落関連遺構、信仰関連遺構
	近現代遺構（動産類含む）		【上相川地区】上相川火薬庫、貯水池等 【上寺町地区】大塚部屋跡、石垣、石積擁壁（河川護岸等）
	遺構と一体となった土地		鉱山集落跡や寺社跡と一体となった土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	案内板、解説板、史跡名称柱（上相川地区）等
		自然的要素	丘陵等の自然地形、二次林（イヌザクラ－コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、竹林）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	テラス、石垣等の遺構直上に生育する樹木、繁茂した樹林
		社会的要素	道路、水道管（地下）、浄水場関連施設、河川施設

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・遺構の周辺が樹林地化したため、遺構が分かりづらい状況となっている。 ・樹林の繁茂により、昼間でも暗い樹林地となっている箇所も見受けられる。 ・遺構の顕在化のため、定期的な木竹の伐採や草刈が必要。 ・テラス状の造成地形等の露出した状態の土の遺構は、特に脆弱であるため、小規模な崩落や土砂の堆積等への維持的措置が必要。 ・石垣や石段、石列、石積擁壁等、石製構造物の他、石仏や墓石、碑等の信仰関連石造物の保全が必要。
		保存施設	・既設の案内板等の劣化や、内容の更新が必要な解説板が見られるため、史跡保存施設として、統一された史跡案内板等の設置が必要。
	防災		・山間の急峻な斜面地に遺構が遺存しているため、大雨・台風・地震等の自然災害の影響で崩れる可能性がある
復旧	遺構保存		・遺構周辺に生育する樹木の樹根の成長により、地上遺構及び地下遺構に影響を及ぼす可能性があるため、遺構の保存と樹林管理の調整が課題。 ・指定地内に水道管が埋設されており、敷設替えや漏水時に地下遺構に影響を与えるおそれがある。 ・植林地の地上権設定がある土地では、期間満了時に現在の土地利用が変わる可能性がある。 ・興禅寺境内では、大規模な崩落箇所が見られるため、進行を止める必要がある。
	修復		・石垣・石積や墓碑等の石造物で一部崩れかけているもの等があり、適切な保存・修理が課題。

〈保存管理の方針〉

●山林内の集落跡や社寺跡に関連する遺構の現状保存と顕在化のための樹林等の植物の維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・テラス、道跡、水路跡、窪地等の鉱山集落関連遺構は、地形の凹凸や地表上に認められる地割等の跡といった土の遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため、必要に応じて排水処理対策を行い、小規模な崩落や土砂の堆積等については早期に維持的措置で対応して現状を維持する。また、植物が繁茂し、木竹類が生育、侵入すると遺構が損傷する可能性があるが、一方で樹木は表土流出を防止する効果もあるため、遺構の損傷に直接影響する樹木を除いて、現状の樹林環境に大きな変化を与えないように維持する。

・石垣、石段、墓石など地上に露出している石造工作物については、調査・記録を行った上で、現状保存を図ることを基本とする。現状において崩落または損傷しているものについては、詳細な破損状況調査を実施して適切に復旧する。また、損傷が植物を原因とする場合においては、経過観察を行い、原因となる植物を特定し、除去や伐採など適切な処置を行う。

・集落跡や社寺跡の復元や再現については、今後の発掘などの調査により遺構の状況が明らかになった時点で、公開方法と合せて検討する。

・井戸については、埋没、泥沼化の進行防止策として、雨水等の流入を避けるための排水処理等

の検討を行うとともに、落下事故防止のための柵等を設置する。

・上相川火薬庫は、現状保存を基本とするが、建造物の崩壊を防ぐために、定期的な経過観察を行い、保存状態の把握に努める。

・河川護岸は平成 26・27 年度に実施した現状調査等の結果に基づき、定期的な経過観察を行う。石垣・石積に変化が確認された場合は、劣化・破損が進行する前に維持的措置で対応する。また、大きな破損が発生した場合は旧状に復することを原則として修理を行う。なお、石垣・石積みについては、各種調査等により、歴史的価値が認められるものについては管理団体である佐渡市が文化財的手法を用いて修理（修景）を行う。それ以外のものについては、管理団体と十分な協議の上、事業者が景観に配慮した工法で修理を行うことも許容する。

■その他の諸要素の保存管理

・現状で一部公開していることを踏まえ、史跡の周知のために統一したデザインの史跡説明板等の保存施設の設置を適切に行う。特に相川金銀山と鶴子銀山を結ぶエリアでもあるため、周辺の案内も行う。

・遺構の現状を維持していくために、エリア内の樹木については、現在の樹林環境を維持していくとともに、維持管理作業や公開活用も考慮して、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の定期的な林床の維持管理を中心に行う。

・石垣等の遺構直上又は周辺の樹木については、早期に実生木を除去するとともに、樹根の成長や倒木により遺構を損傷させる可能性がある既存木については伐採を検討する。

・道路、水道管（地下）、浄水場関連施設、河川施設などの公益上必要な施設については、現状を維持していくことを基本とするが、更新や復旧する際には、遺構確認と遺構保存を前提とし、景観に配慮した工法等の導入を検討するとともに、更新の際には史跡及び周辺地からの移設や撤去について設置者と協議を行う。

J：佐渡奉行所跡

佐渡奉行所跡は、相川の海岸を眼下にのぞむ海岸段丘西の先端部に位置する指定地を保存管理の範囲とする。

遺跡は高低２段の段丘平坦面を中心に広がっており、平成６年（1994）から５年間にわたり実施された発掘調査により、南側上段には町と島内の行政・裁判、金銀山の運営を行う御役所、北側下段には金銀の選鉱・製練・小判製造を行う寄勝場の工場群があったことが判明している。それらの地下遺構が本地区の本質的価値を構成する要素の中心となっている。

また、発掘調査の結果に基づき、史跡整備が実施されており、復元施設（大御門、御役所、御物見、役宅門、御門番所、御番所詰方役所等）、平面表示施設（御役宅跡、御金蔵跡、広間役長屋跡、土蔵跡、寄勝場跡等）、露出展示施設（穴蔵遺構露出展示覆屋）、ガイダンス及び体験学習施設（寄勝場跡立体表示施設）、園路、休憩所、便所、管理事務所などが整備されている。復元建物などの諸施設は、風雨等の影響により破損が見られるため、修復が課題となっている。

指定地は、市有地となっており、佐渡市が文化財公開施設の施設管理者として日常的な維持管理行為を行い、全面公開している。なお、有料施設であり、開館時間外は閉門している。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	役所関連遺構（堀、井戸、土塁･石垣、敷地周縁部石垣、穴蔵、その他奉行所建設に伴う造成地形）
		地下遺構	役所関連遺構（水路・井戸・水溜、御金蔵建物等跡、役宅関連池跡等、大御門等門跡、広間役建物等跡、武器庫跡、鉛土坑等土坑類） 生産関連遺構（製錬関連：勝場関連－水長路跡、井戸跡、舩、石組）、奉行所建設以前の製錬関連遺構（長竈跡、炉跡等）
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		－
	本質的価値に準ずるもの		クロマツ林（防風植栽）
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	保存施設（史跡名称柱） 復元施設（大御門、御役所、御物見、役宅門、御門番所、御番所詰方役所、板塀、木橋、石垣、石畳、井戸） 平面表示施設（御役宅跡、御金蔵跡、広間役長屋跡、土蔵跡、寄勝場跡） 露出展示施設（穴蔵遺構露出展示覆屋） 基盤整備施設（復元地形（後年の削平箇所の盛土復元）、雨水排水施設） 公開・活用施設：ガイダンス及び体験学習施設（寄勝場跡立体表示施設）、園路、休憩所・便所（御番所詰方役所立体表示施設）、休憩所（馬場立体表示施設）、水飲み、案内板・説明板・名称柱等野外解説施設、サクラ・シバ等修景植栽 防災施設（消火栓類） 維持管理等施設：管理事務所（御番所詰方役所立体表示施設）、注意喚起看板等サイン類、柵類、排水管・電気等設備関連施設
		自然的要素	二次林（タブノキ、アズマネザサ等）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	擁壁等斜面崩落防止施設

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・公開施設としての機能を維持するため、施設の定期的な更新はもとより、植生管理の人員確保などの適切な維持管理を行うための管理体制の充実を図る必要がある。 ・現存遺構の厳正な保存と整備された表示施設等の適切な維持管理が必要である。
		保存施設	・現存遺構と後年の整備施設が一体化している施設については、修理等において取扱いを明瞭にしておく必要がある。 ・復元建物の御役所は、風雨等により、庇の木羽部分の浮き、漆喰壁の剥離などが見られるが、定期的な点検に基づく補修等を行う必要がある。 ・修理・整備履歴資料の保存が必要である。
	防災		・海岸段丘の段丘崖部分は急斜面地であり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域に指定されていることから、斜面の崩落等に対する監視等による災害防止対策が必要である。 ・既存の擁壁等防災施設は、点検に基づき、破損等に対しては周辺遺構に調和した素材・工法等による更新が必要である。 ・斜面植生については、土地の維持、景観の上から適切な管理を行う必要がある。

〈保存管理の方針〉

●佐渡奉行所跡の地下遺構の確実な保存と、復元建造物等を中心とする公開・活用施設の維持管理と機能維持に必要な修復を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・佐渡奉行所跡の土塁、石垣等の地上遺構や地下遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。

・奉行所跡西側斜面は過去に豪雨による土砂災害が発生し、地滑り対策工事が行われた。降雨時には臨時的点検を行い、二次災害等の予防に努める。地滑りにより土砂が流出した斜面は、かつてはクロマツが防風林として植栽されており、遺構や文化財保存活用施設の耐風機能や、奉行所と一体となって歴史的風致を形成していたことから、残存するクロマツ林は適切な維持管理によって保存環境を一定に保つとともに、土砂災害によって失われたクロマツ林の復旧も検討する。

・海岸段丘上にある土塁（下部は石積）や堀（石積護岸）等の地上遺構は保存整備事業で上部を復元整備されているが、今後復旧を行う際には遺構と後年の復元部分との取扱いを明瞭に記録するものとする。

・海岸段丘崖の裾部には石垣が残存しており、積石の現状調査や測量等を行い残存状況を把握し、適切に維持管理する。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡名称柱等の保存施設の設置・更新を適切に行う。

・史跡整備関連施設は適切に保存管理し、現状を維持する。御金蔵跡など重要遺構で説明板等が必要なものは、適宜設置する。

・失われた建造物の復元や遺構の位置等を平面的に表示した遺構表示施設は、現状を維持し、小

規模な破損等は維持的措置で対応する。特に平面的・立体的表示施設は広場としても常時見学者の利用に供している箇所であることから、除草・清掃等の維持的措置を徹底する。維持的措置で対応できない劣化やき損は、計画的に復旧する。（復元建造物は、往時の工法・素材等を基本として復元されたものであるが、経年劣化の進行が認められるため、計画的に修理を行う。修理・再整備等に際しては、ガイダンス施設としての機能を維持するために、当該地の厳しい風土に耐えうる工法・素材等の採用についても検討する。）

・既存の擁壁等は防災施設として必要な施設であることから、点検に基づき現状を維持する。

・奉行所跡の南西斜面のクロマツータブノキ群落は、かつてのクロマツ林が十分管理されないまま遷移したもので、整備計画等に基づきクロマツ林の復旧または現存植生の適切な管理を行う。

K：鐘楼

鐘楼は、市街地内に立地する万延元年(1860)建造の歴史的建造物を中心とする史跡指定地を保存管理の範囲とする。

指定地の本質的価値を構成する要素は、鐘楼（建造物）と基壇・石垣等関連遺構、時鐘からなる。また、指定地内には、公開・活用施設（史跡名称柱・説明板・道標等屋外解説施設）やアジサイ等修景植栽、広場等の史跡整備関連施設が整備されている。

鐘楼（建造物）は、平成 15 年度に解体修理されており、遺構の破損等は特にみられないため、今後は建造物の適切な維持管理が課題となる。

指定地は、市有地となっており、柵等は設けていないため、常時公開（外観のみ）している状況である。日常的な維持管理は地域住民が清掃等を行っている。時鐘は、平成 15 年(2003)から地元有志により朝夕 2 回撞かれ街に時を告げている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	鐘楼（建造物）及び基壇・石垣等関連遺構、時鐘
		地下遺構	－
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		鐘楼と一体となった土地（上町）
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	公開・活用施設（説明板・道標等屋外解説施設、アジサイ等修景植栽、広場）
		自然的要素	－
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	ゴミ箱

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・防腐・防蟻薬剤の定期的塗布など、定期的な維持管理が必要である。
		保存施設	・保存施設としての統一された史跡説明板等が必要である。 ・ゴミ箱等、史跡と直接関連しない施設の取扱いを検討する必要がある。
	防災		・消火栓等防災施設の設置を検討する必要がある。
復旧	遺構保存		・海岸段丘上の上町地区の中でも高台に位置し、潮風を直接受ける状態にあることから、遺構の定期的点検等に基づいて補修、小修理、解体を伴う修理等を定期的に行う必要がある。
	修復		・後年に改変されている箇所、部材等については、今後の修理等に際して、史跡の価値の維持、回復の観点から、復元を行うなど適切に対応する必要がある。

〈保存管理の方針〉

●鐘楼の適切な維持管理に必要な定期的な補修と公開施設として日常的な維持管理を継続する。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・鐘楼（木造建造物、櫓台石垣、時鐘）遺構や遺構と一体となった土地について適切に保存管理を図る。

・鐘楼については、高台にある楼台で潮風を直接受ける状態にあり、素材の劣化も早いことから、定期的な防腐処理や防蟻薬剤の塗布などによる維持管理に特に努める。経年的な劣化に対しては、定期的な補修、小修理を経て、その後根本修理に至るという、保存のための継続的な取組を行う。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡解説板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。

・史跡整備関連施設は適切に保存管理し、現状を維持する。

・史跡と直接関係しないゴミ箱等の工作物は指定地外への移設を図る。

L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔

大久保長安逆修塔及び河村彦左衛門供養塔は、大安寺境内の逆修塔及び供養塔が立地する２箇所の史跡指定地を１つの地区として保存管理の範囲とする。

指定地の本質的価値を構成する要素は、佐渡奉行の大久保長安の逆修塔と佐渡代官の河村彦左衛門供養塔の一連の石造物であり、石材の強化撥水や補修など、風化対策が課題となっている。

指定地は、大安寺の境内地として開放しており、日常的な維持管理も大安寺が行っている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	【大久保長安逆修塔】宝篋印塔、覆屋、灯籠等、石畳 【河村彦左衛門供養塔】五輪塔、石段
		地下遺構	石造物及び敷地内の地下に埋蔵されている関連遺構
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		大安寺境内（境内地）の地割等土地
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	史跡名称柱、史跡説明板
		自然的要素	ヤブツバキ等自然林、タブ林（市指定天然記念物）
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	－

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・寺域境内に立地しており、常時公開のため、定期的な点検が必要。 ・草木の繁茂による石造物への影響が懸念されることから、定期的な除草が必要。
		保存施設	・保存管理施設としての統一された史跡名称板等が必要である。 ・サイン等による史跡としての一体的な周知が必要である。
	防災		－
復旧	遺構保存		＜大久保長安逆修塔＞ ・破損状況調査等に基づき石材の強化撥水や補修など、風化対策が必要である。 ・修理等の際に逆修塔の設置状況、付属施設の有無等の原形調査も検討する必要がある。 ・原形調査等に基づき、当初の姿を解明し、必要に応じて復元修理も検討する必要がある。 ＜河村彦左衛門供養塔＞ ・極相林としてのタブ林(市指定天然記念物)の中に立地することから、自然環境の保全と史跡の保護を念頭においた保存管理が必要である。 ・河村彦左衛門供養塔へ至る石段は、一部不陸、破損がみられることから、見学上の安全性の上からも修理を検討する必要がある。

〈保存管理の方針〉

●石造物の現状維持に必要な保存施設の設置や遺構の風化対策、保存環境の改善等を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・大久保長安逆修塔、河村彦左衛門供養塔の石造物遺構の適切な保存管理を図る。
・保護覆屋等は設置せずに、当面はモニタリング及び維持的措置を中心とした現状保存を図る。
・大久保長安逆修塔は石材の風化がみられることから、強化撥水処理等による保存処理を行う。なお、石材保存処理を施してから約 15 年が経過しており、効果的な薬剤の選定や定期的保存処理の必要性等についても検討する。
・河村彦左衛門供養塔は鬱蒼とした樹林地にあり、苔類の付着が認められることから、定期的に除去する。指定地内及び周辺の立木は、今後の成長等によって遺構への影響がないか定期的点検等で確認し、必要に応じて移植等を検討する。ただし、境内の樹林は極相林としてのタブ林(市指定天然記念物)の中に立地することから、これら樹木の保護にも配慮する。
・河村彦左衛門供養塔へ至る石段は、一部不陸、破損がみられることから、据え直し等修理を検討する。
・大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔の指定基準は、碑及び旧境内に関連する遺跡としての評価であり、大安寺境内地に立地することも保存管理上重要である。境内には、史跡指定の供養塔以外にも貴重な石造物が多数みられる。また、大安寺は大久保長安建立の寺院として由緒ある寺であり、史跡指定地を含めた大安寺境内の一体的な保護策を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
・境内林（指定地外）は倒木や竹林の繁茂等もみられ、極層林の維持の上から必要な維持管理を検討する必要がある。

M：吹上海岸石切場跡

吹上海岸石切場跡は、相川市街地の北方、下相川地内の海岸段丘崖下の吹上とよばれる海岸部に立地する石切場跡の２ヶ所の史跡指定地を１つの地区として保存管理の範囲とする。

史跡指定地は、国指定名勝である「佐渡海府海岸」の特別規制区域内に含まれている。特別規制地区（A 地区）は、建築物工作物の設置等を原則として認めない地区である。

指定地の本質的価値を構成する要素は、海浜部の矢穴、鑿跡、切り出し痕跡等の石切痕跡であり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所に立地するため、経年的な風化等への対策が課題となっている。

指定地は海浜部と海面も含んでいる。海岸部は国有地（所管：国土交通省）で、管理は新潟県となっている。

指定地に隣接して駐車場が整備されており、駐車場からの展望や、海浜部の遺構分布地まで自由に見学できる。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	生産関連：選鉱関連－石切痕跡（矢穴、鑿跡、切り出し痕跡）
		地下遺構	－
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		球顆流紋岩等からなる地形・地質
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	史跡名称柱
		自然的要素	名勝佐渡海府海岸（海浜、海面） 二次林（イヌザクラ－コナラ群集）、クロマツ自然林
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	－

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・定期的な海浜部の漂着ゴミの清掃等、地域住民との連携・協力を視野に入れて維持管理方法を検討する必要がある。
		保存施設	・海岸管理者及び名勝管理部局と協議の上、適地に保存施設としての統一された史跡解説板等を設置する必要がある。 ・史跡指定地は南北２ヶ所からなるが、ともに足場が悪く、見学の安全性の上から、史跡指定地内外の適所からの眺望や解説を主とした見学方法を検討する必要がある。 ・名勝、国定公園にも指定されていることから、自然景観・海岸風景の維持にも配慮し、見学道路等の工作物の設置を行わず、既存施設（史跡隣接地の駐車場等）を活用した史跡解説等を検討する必要がある。 ・史跡指定地に隣接して、県史跡「相川鉱山遺跡（鎮目奉行墓）」がある。吹上産の石材を使用していること、鎮目奉行は金銀山の復興に大きく寄与し佐渡金銀山とも深い関わりがあることなどから、史跡と一体的な保存と活用を考慮する必要がある。
	防災		・波浪被害を受けやすい土地であるが、名勝指定地であり、構造物の設置は望ましくない。

保存管理の方法		保存管理上の課題
復旧	遺構保存	・指定地は海浜部及び海面も含んでおり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所であり、経年的な風化が懸念される。

〈保存管理の方針〉

●海浜部の石切場跡の遺構の現状保存と、名勝指定地として海岸景観の保全に配慮し、海岸管理者等と連携した維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・自然の岩盤に残る矢穴・鑿跡等の遺構と遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。
・波浪や潮位の変動等の厳しい自然環境下にあるが、土地（岩盤）と一体化した遺構であり、風化等の対策としての薬剤等による保存処理等は効果が期待できず、波よけ等の保護構造物を設置することは自然環境（名勝・国定公園指定地）の保全の上からも適切でないことから、清掃、漂着物の撤去、海草類の定期的撤去等の維持的措置を中心とした管理を行い、経年的な風化等については、定期的な現状調査を行い、変化が認められた場合は取り得る対策を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡説明板等の保存施設の設置を適所に行う。特に佐渡島の特色を示す地層はジオパークとしても重要であるため、ジオサイトの周知・解説を兼ねたものを検討する。
・現状の植生、海岸景観等の自然要素の維持を図る。
・工作物等は現在は無いが、史跡及び名勝指定地として、海岸景観の保全を図るために、原則として文化財の保存活用関連施設以外の工作物等の設置等は認めないものとする。
・史跡指定地に隣接して、県史跡「相川鉱山遺跡（鎮目奉行墓）」がある。吹上産の石材を使用しており、祀られている奉行は佐渡金銀山とも深い関わりがあることから、史跡と一体的な保存と活用を検討する。

N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡

片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、相川市街地より北へ約 12 km、外海府海岸沿いに所在する海岸段丘崖下の鹿野浦海岸を中心とする海岸部に立地する石切場跡の 2 箇所の史跡指定地を 1 つの地区として保存管理の範囲とする。

史跡指定地は、国指定名勝である「佐渡海府海岸」の特別規制区域内に含まれている。特別規制地区（A 地区）は、建築物工作物の設置等を原則として認めない地区である。

指定地の本質的価値を構成する要素は、海浜部の矢穴、鑿跡、切り出し痕跡等の石切痕跡であり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所に立地するため、経年的な風化等への対策が課題となっている。

指定地は海浜部と海面も含んでいる。海岸部は国有地（所管：国土交通省）で、管理は新潟県となっている。

指定地は海浜部として開放しているが、隣接する市道には駐車スペースがなく、陸側から近づけないため、見学は困難な状況となっている。

〈構成要素〉

区　分			構成要素
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	地上遺構	生産関連：選鉱関連－石切痕跡（矢穴、鑿跡、切り出し痕跡）
		地下遺構	－
	近現代遺構（動産類含む）		－
	遺構と一体となった土地		花崗岩質礫岩からなる地形・地質
	本質的価値に準ずるもの		－
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	－
		自然的要素	名勝佐渡海府海岸（海浜、海面）、カシワ群落等自然林
		社会的要素	－
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	－
		社会的要素	－

〈保存管理上の課題〉

保存管理の方法			保存管理上の課題
管理	保存・管理	維持管理	・定期的な海浜部の漂着ゴミの清掃等、海岸管理者等と連携した維持管理方法を検討する必要がある。
		保存施設	・海岸管理者及び名勝管理部局と協議の上、適地に保存管理施設としての統一された史跡名称柱等を設置することが必要である。設置位置も検討。 ・名勝、国定公園にも指定されていることから、自然景観・海岸風景の維持に配慮し、見学道路等の工作物の設置は行わず、既存施設（史跡に隣接する旧県道沿い等）を活用した史跡解説等も検討する必要がある。
	防災		－
復旧	遺構保存		・指定地は海浜部及び海面も含んでおり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所であり、経年的な風化が懸念される。

〈保存管理の方針〉

●海浜部の石切場跡の遺構の現状保存と、名勝指定地として海岸景観の保全に配慮し、海岸管理者等と連携した維持管理を行う。

〈保存管理の方法〉

■本質的価値を構成する諸要素の保存管理

・自然の岩盤に残る矢穴・鑿跡等の遺構と遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。
・波浪や潮位の変動等の厳しい自然環境下にあるが、土地（岩盤）と一体化した遺構であり、風化等の対策としての薬剤等による保存処理等は効果が期待できず、波よけ等の保護構造物を設置することは自然環境（名勝・国定公園指定地）の保全の上からも適切でないことから、清掃、漂着物の撤去、海草類の定期的撤去等の維持的措置を中心とした管理を行い、経年的な風化等については、定期的な現状調査を行い、変化が認められた場合は取り得る対策を検討する。

■その他の諸要素の保存管理

・史跡の周知のための統一したデザインの史跡名称柱・説明板等の保存施設の設置を適所に行う。特に佐渡島の特色を示す地層はジオパークとしても重要であるため、ジオサイトの周知・解説を兼ねたものを検討する。
・史跡指定地は南北２ヶ所からなるが、どちらも切り立った崖面や岩場が連続し、遺構のある海岸部には容易にアクセスできない状態にある。このような立地条件から、史跡への眺望が可能な史跡指定地内外の適地において遺構の解説等を行う。
・現状の植生、海岸景観等の自然要素の維持を図る。
・工作物等は現在は無いが、史跡及び名勝指定地として、海岸景観の保全を図るために、原則として文化財の保存活用関連施設以外の工作物等の設置等は認めないものとする。ただし、陸側からは近づけない状態であるため、指定地隣接地に管理等のための簡易な橋や通路等の設置を検討する。

5．現状変更等の取扱方針と取扱基準

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。

なお、文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を巻末に掲載する。

（1）管理・保護に関する諸手続き

文化財保護法及び規則に記載されている管理・保護に関する諸手続きを以下に示す。

表 3-4：維持管理に関する諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令（文化財保護法）	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20 日以内	法第 119 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 1 条、第 2 条
所有者の変更	届出	20 日以内	法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 3 条
管理責任者の変更	届出	20 日以内	法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 4 条
所有者（管理責任者）の氏名、名称、住所の変更	届出	20 日以内	法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 5 条
滅失、き損、亡失及び盗難	届出	10 日以内	法第 118 条、第 120 条、第 172 条第 5 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30 日以内	法第 115 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 7 条
現状変更等	許可申請	－	法第 125 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
復旧	届出	30 日前まで	法第 127 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	－	法第 118 条、第 120 条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第 3 条

（２）現状変更等に関する手続き

国指定の史跡指定地においては、「文化財保護法」（以下、法）第 125 条第 1 項の規定に基づき、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。そのため、史跡佐渡金銀山遺跡における現状変更等の取扱について以下のように設定する。

１）　法令に基づく申請・許可の内容

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容を以下に示す。

表 3-5：現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為（要約）	許可権限を有する者
１．文化財保護法 第 125 条 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） ⅰ）下記 2 及び 3 以外で、史跡等の保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官
２．文化財保護法施行令 第 5 条 第 4 項 （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務のうち、史跡佐渡金銀山遺跡に関連する事項に関するものを掲載） ⅰ）小規模建築物※1 で 2 カ年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築 ⅱ）工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修※2 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ⅲ）文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ⅳ）電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 ⅴ）建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ⅵ）木竹の伐採	佐渡市教育委員会
３．文化財保護法第 125 条 ⅰ）維持の措置※3 ⅱ）非常災害のために必要な応急措置 ⅲ）保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可が不要

※1：階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120m^2 以下のもの。

※2：改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。

※3：文部科学省令第 11 号：文化財保護委員会規則第 10 号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則：維持措置の範囲）に基づく

２）現状変更等の対象行為

法第 125 条第 1 項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、本史跡で想定される行為を以下に整理する。

①　現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡佐渡金銀山遺跡において想定される現状変更には以下の行為がある。

ア　建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更

イ　工作物の設置、改修、除却、色彩の変更

ウ　土地（水面下を含む）の掘削、切・盛土等土地の形質の変更

エ　木竹の伐採、植栽、移植

オ　鉱物の採掘、土石類の採取

カ　発掘調査等各種学術調査、文化財の保存・活用等に係わる行為

②　保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的にただちに現状に重大な変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

史跡佐渡金銀山遺跡において想定される保存に影響を及ぼす行為には以下の行為がある。

ア　歴史的建造物への構造上安全許容度を超える重量物の搬入・通行

イ　遺構上（地上・地下遺構を問わず）における重量物の搬入・設置・通行

ウ　落石等の恐れのある斜面地や歴史的建造物・土木構造物の隣接地における振動を与える行為

エ　地下及び地上遺構のある史跡指定地隣接地での掘削を伴う行為

オ　遺構の劣化を促進させる恐れのある行為

３）現状変更等の取扱の許可基準

史跡佐渡金銀山遺跡の現状変更等の取扱いの基本方針を以下に示す。

＜現状変更等の取扱の基本方針＞

①原則として、史跡指定地内においては、発掘調査等学術調査、史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。
②ただし、公益上、住民生活上、史跡見学の便益上、森林の機能維持上、現在の土地所有者等の経済活動上、必要な現状変更等については、史跡の価値に影響をおよぼさない範囲で認めることがある。
③現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、史跡としての景観の保全に配慮するなど、史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。
④各種現状変更等に際しては、原則として佐渡市教育委員会と事前協議を行うものとする。特に事業規模の大きい公共・公益事業が予定される場合は、計画段階から佐渡市教育委員会等関係機関で協議・調整を図る。
⑤建築物・工作物の新築（設置）、増築、改築（改修）、色彩の変更の場合は、史跡内及び周辺との景観に配慮し、景観法に基づく佐渡市景観計画に定めた景観形成基準に準ずるものとする。

基本方針に基づく史跡佐渡金銀山遺跡における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為と許可基準を以下に示す。

なお、言及されていない事案については、佐渡市教育委員会を通じて文化庁や新潟県と協議を行うものとする。また、現状変更に際して掘削等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の発掘調査又は佐渡市教育委員会の立会等を要する。発掘調査で遺構が検出された場合には、計画変更等を要することがある。

①　現状を変更する行為の許可

史跡佐渡金銀山を構成する要素の整理において、「Ａ－１　本質的価値を構成する諸要素」に分類された各要素の確実な保存を前提に実施する以下の行為については許可を受けることができる。

ア　発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

・遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるとともに、専門家会議等の指導を受け、実施するもの。

イ　史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為

・施設の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、史跡の本質的価値を減じることのないこと。又は、活用の目的に適したものであること。
・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家会議の協議又は専門家への意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

＜対象となる行為の例＞
・法第 115 条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
・建造物の防火施設等防災施設の設置等の防災対策
・史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧

・史跡の保存管理・整備・活用のための木竹の伐採、植栽、移植
・その他保存管理及び整備・活用のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

ウ　公益上必要な行為

・公益上必要な行為に伴う、「建築物（工事用プレパブ等仮設のものに限る）、工作物の新築（設置）・改築（改修）・除却・色彩の変更」、「土地の形質の変更」、「木竹の伐採、植栽、移植」について、遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
・計画段階で佐渡市教育委員会等関係機関で事前協議･調整を行うこと。

＜対象となる行為の例＞
・防災、道路、河川、海岸関連の公共（土木）工事
・電柱･電線・鉄塔等、地下埋設の配管類の設置、改修、除却等

エ　地域住民の生活上必要な行為、史跡指定地内の既存宗教施設での宗教活動上必要な行為、史跡指定地内で経済活動を行っている企業の活動上必要な行為、指定地内で資料館等公共施設の維持上必要な行為、史跡見学者の便益に関わる行為

・遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
・計画段階で佐渡市教育委員会等関係機関で事前協議･調整を行うこととし、便益的施設の新築、改築は専門家会議等の承認を得たものとする。

＜対象となる行為の例＞
・地域住民の日常生活上、宗教活動上、企業の経済活動上必要な建築物、工作物の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更
・史跡以外の文化活動に供する資料館等公共施設の補修、除却等
・史跡見学者の便益に関わる建築物、工作物（便益的施設）の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更

オ　植林・二次林等森林の機能維持のために必要な行為

・遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
・植林の主伐、間伐に際しては、佐渡市教育委員会等関係機関で事前協議･調整を行うこと。

＜対象となる行為の例＞
・森林のもつ環境保全や木材生産林等の機能の維持のために必要な木竹の間伐、主伐、植栽及び伐採に伴う行為

②　保存に影響を及ぼす行為の許可

保存に影響を及ぼす行為については、可否の判断が難しいことから個々の事案ごとに佐渡市教育委員会と事前協議し判断するものとする。

４）現状変更等の許可が不要な行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為を以下に示す。

ア　史跡の本質的価値を構成する諸要素、史跡整備関連施設の維持管理

・遺構及び遺構と一体となった土地の清掃・除草
・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻し
・石垣の数石の天端石等が転落や転倒した場合の、石材の原位置への据え直しや、破損箇所の仮補強等
・木造建造物の定期的な病虫害防除の薬剤散布、鉄造建造物の錆止め塗装、近現代の建造物と一体となった機械類の清掃・給油・試験運転等
・史跡整備関連施設のうち、看板類、管理用柵・門扉類、ベンチ等小規模工作物の補修・更新・撤去。（但し、更新は、従前と同じ位置・規模・素材・色彩によるもので、掘削を伴うものは、従前の掘削範囲以内のものとし、管理団体以外が行う行為は佐渡市教育委員会と事前協議する。）
・病虫害に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採、除去
・樹木の薬剤散布、剪定、下草刈り、つる切り、枝打ち、危険木・枝や枯損木・枝の伐採等、シバ等地被・草本類、小灌木類の刈込・剪定、更新の植物管理（但し、景観に重要な影響を及ぼさない場合に限ることとし、樹木の伐根は維持管理行為の対象外とする。）

イ　公共（土木）施設の維持管理

・道路や道路附属施設・防災施設・河川施設の補修・更新・撤去
（但し、更新は、従前と同じ位置・規模・素材・色彩によるもので、掘削を伴うものは、従前の掘削範囲以内のものとし、佐渡市教育委員会と事前協議する。）

ウ　博物館等公共施設、便益的施設の維持管理

・博物館、食堂、売店等の一部や部材の経年的な劣化や部分的なき損について、従前と同じ素材・色彩による補修や素材の交換（但し、佐渡市教育委員会と事前協議する。）

エ　二次林、人工林（植林）の維持管理

・下草刈り、つる切り、枝打ち、危険木・枝や枯損木・枝の伐採等

オ　非常災害のために必要な応急措置

・大雨、台風、地震等の際に、斜面崩壊危険箇所や浸水箇所等へ被害拡大防止のために行う、土嚢の設置や、崩落した土砂・落石の撤去、簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置等（き損以前の状態に復する行為に含めて改善等の措置を行う場合は、現状変更の対象となる。）

カ　保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

・イベント等に伴う仮設の簡易な工作物の設置、看板等の掲示
・史跡指定地内に居住する住民が宅地内で行う、建築物・工作物の小規模補修・改善
・史跡指定地内で経済活動を行っている企業が活動上必要な建築物・工作物等の施設の小規模補修・改善

（３）地区区分別の現状変更等の行為と許可基準

地区区分別の保存管理の方法及び現状変更等の取扱の許可基準に示した事項を踏まえ、地区区分別の現状変更の取扱基準を以下に示す。

史跡指定地内には、本質的価値を構成する要素以外にも、史跡整備関連施設や自然的要素、社会的要素が含まれるが、それらが地区区分ごとに異なることを踏まえ、先に示した「現状を変更する行為」別に、遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、かつ周辺も含めた史跡の景観の調和や向上に資するよう、許可基準を定める。

表 3-6：地区別の現状変更の許可基準 1/3（西三川砂金山地域、鶴子銀山地域）

地域	地区		現状変更等の許可基準						特記事項
			ア　建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更	イ　工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	ウ　土地の掘削、切・盛土等土地の形質の変更	エ　木竹の伐採、植栽、移植	オ　鉱物の採掘、土石類の採取	カ　学術調査、文化財の保存・活用等に係わる行為	
西三川砂金山地域	A：西三川砂金山跡	A-1：虎丸山エリア	・認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上、住民生活上必要な場合以外は認めない。	・認めない。	・学術調査については、調査の目的が適切であり、目的に応じた必要最小限の範囲で実施するものについては認める。 ・学術調査の結果に基づく修理、史跡整備については、その方法を十分検討したものについては認める。 ・史跡の保存管理及び整備・活用上必要な施設の設置については、必要最小限の規模で、遺構に影響を与えないものについては認める。	・県立自然公園内における行為は、自然公園法に基づく届出が必要。
		A-2：五社屋山エリア	同上	同上	同上	同上	同上		同上
		A-3：金山江エリア	同上	同上	同上	・森林の環境保全や木材生産林等の機能の維持、公益上のために必要な場合以外は認めない。	同上		・保安林内における行為は、森林法に基づく許可が必要。 ・県立自然公園内における行為は、自然公園法に基づく届出が必要。
		A-4：笹川集落エリア	・公益上、住民生活上、宗教上必要な場合以外は認めない。	・公益上、住民生活上、宗教上必要な場合以外は認めない。	・公益上、住民生活上、宗教上必要な場合以外は認めない。	・公益上、住民生活上必要な場合以外は認めない。	同上		・県立自然公園内における行為は、自然公園法に基づく届出が必要。
鶴子銀山地域	B：鶴子銀山跡		・認めない。	・公益上、住民生活上、森林の機能維持上必要な場合以外は認めない。	・公益上、住民生活上、森林の機能維持上必要な場合以外は認めない。	・公益上、住民生活上、森林の機能維持上必要な場合以外は認めない。	・原則として認めない		・国定公園（第 3 種特別地域・普通地域）内における行為は、自然公園法に基づく許可申請が必要。 ・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。

1）現状の変更は、必要最小限のものに限る。

2）建築物は文化財保護法施行令の定める小規模建築物を除く。

3）建築物と工作物の改築・改修・除却・色彩の変更については、史跡の価値を損なわず、景観向上に資するものは認める。

4）木竹の伐採・植栽・移植は文化財保護法第 125 条及び文化財保護法施行令の定める維持の措置を除く。

5）学術調査とは、学術資料を得ることを目的に実施するものと、文化財の保存活用に必要な情報を得ることを目的に実施するものを指す。

表 3-7：地区別の現状変更の許可基準 2/3（相川金銀山地域 1/2）

地域	地区		現状変更等の許可基準						特記事項
			ア　建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更	イ　工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	ウ　土地の掘削、切・盛土等土地の形質の変更	エ　木竹の伐採、植栽、移植	オ　鉱物の採掘、土石類の採取	カ　学術調査、文化財の保存・活用等に係わる行為	
相川金銀山地域（1／2）	C：相川金銀山跡	C-1：濁川及び周辺エリア	・認めない。	・公益上、森林の機能維持上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・森林の環境保全や木材生産林等の機能の維持、公益上のために必要な場合以外は認めない。	・原則として認めない。	・学術調査については、調査の目的が適切であり、目的に応じた必要最小限の範囲で実施するものについては認める。 ・学術調査の結果に基づく修理、史跡整備については、その方法を十分検討したものについては認める。 ・史跡の保存管理及び整備・活用上必要な施設の設置については、必要最小限の規模で、遺構に影響を与えないものについては認める。	・国定公園（第 3 種特別地域）内における行為は、自然公園法に基づく許可申請が必要。 ・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
		C-2：水金沢水系及び右沢周辺エリア	同上	同上	・認めない。	同上	同上		・国定公園（普通地域）内における行為は、自然公園法に基づく届出が必要。 ・保安林内における行為は、森林法に基づく許可が必要。 ・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
	D：道遊の割戸		同上	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	同上		・国定公園（第 3 種特別地域・普通地域）内における行為は、自然公園法に基づく許可申請が必要。 ・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
	E：宗太夫間歩		同上	・認めない。	同上	同上	同上		・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
	F：南沢疎水道		・既存の建築物の改築、除却、色彩の変更以外は認めない。	・公益上、住民生活上必要な場合以外は認めない。	・既存の施設の改修等に伴う場合以外は認めない。	・住民生活上必要な場合以外は認めない。	同上		同上
	G：近代遺跡	G-1：大立地区近代施設エリア	・認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	同上		・国定公園（第 3 種特別地域）内における行為は、自然公園法に基づく許可申請が必要。 ・保安林内における行為は、森林法に基づく許可が必要。 ・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
		G-2：高任・間ノ山地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）	・既存の建築物の改築（位置の移動含む）、増築、除却、色彩の変更以外は認めない。	同上	・公益上、史跡見学の便益上必要な場合以外は認めない。	・公益上、史跡見学の便益上必要な場合以外は認めない。	同上		・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。 ・食堂、便所等の既存の便益施設については、協議の上、必要なものは認める。
		G-3：北沢地区（御料局佐渡支庁跡含む）	同上	同上	同上	同上	同上		同上
		G-4：戸地地区	・認めない。	同上	・認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・認めない。		・国定公園（普通地域）内における行為は、自然公園法に基づく届出が必要。

1）現状の変更は、必要最小限のものに限る。
2）建築物は文化財保護法施行令の定める小規模建築物を除く。
3）建築物と工作物の改築・改修・除却・色彩の変更については、史跡の価値を損なわず、景観向上に資するものは認める。
4）木竹の伐採・植栽・移植は文化財保護法第 125 条及び文化財保護法施行令の定める維持の措置を除く。
5）学術調査とは、学術資料を得ることを目的に実施するものと、文化財の保存活用に必要な情報を得ることを目的に実施するものを指す。

表 3-8：地区別の現状変更の許可基準 3/3（相川金銀山地域 2/2）

地域	地区	現状変更等の許可基準						特記事項
		ア　建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更	イ　工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	ウ　土地の掘削、切・盛土等土地の形質の変更	エ　木竹の伐採、植栽、移植	オ　鉱物の採掘、土石類の採取	カ　学術調査、文化財の保存・活用等に係わる行為	
相川金銀山地域（2／2）	**H：大間エリア**	・公益上必要な場合以外は認めない ・民間施設については、既存建築物の維持管理上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない ・民間施設については、既存建築物の維持管理上必要な場合以外は認めない。	・公益上、企業の経済活動上必要な場合以外は認めない。	・公益上、企業の経済活動上必要な場合以外は認めない。	・原則として認めない。	・学術調査については、調査の目的が適切であり、目的に応じた必要最小限の範囲で実施するものについては認める。 ・学術調査の結果に基づく修理、史跡整備については、その方法を十分検討したものについては認める。 ・史跡の保存管理及び整備・活用上必要な施設の設置については、必要最小限の規模で、遺構に影響を与えないものについては認める。	・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
	上相川地区・上寺町地区　I：上相川・上寺町エリア	・認めない。	・公益上、森林の機能維持上必要な場合以外は認めない。	・既存の建築物の維持管理上必要な場合以外は認めない。	・森林の環境保全や木材生産林等の機能の維持、公益上のために必要な場合以外は認めない。	同上		・浄水場に関連する施設については、協議の上、必要なものは認める。 ・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。 ・保安林内における行為は、森林法に基づく許可が必要。
	J：佐渡奉行所跡	同上	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	・公益上必要な場合以外は認めない。	同上		・鉱物の採掘・採取については、鉱業権登録区域内では、鉱業権者との協議により取扱いを決定する。
	K：鐘楼	同上	・認めない。	・認めない。	・認めない。	同上		同上
	L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔	同上	同上	同上	同上	同上		同上
	M：吹上海岸石切場跡	同上	・公益上必要な場合（災害発生時）以外は認めない。	同上	同上	・認めない。		・名勝指定地（特別規制地区Ａ地区）内における行為は、名勝管理部局との協議が必要。 ・国定公園（第 2 種特別地域・普通地域）内における行為は、自然公園法に基づく許可申請が必要。
	N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡	同上	同上	同上	同上	同上		同上

1）現状の変更は、必要最小限のものに限る。

2）建築物は文化財保護法施行令の定める小規模建築物を除く。

3）建築物と工作物の改築・改修・除却・色彩の変更については、史跡の価値を損なわず、景観向上に資するものは認める。

4）木竹の伐採・植栽・移植は文化財保護法第 125 条及び文化財保護法施行令の定める維持の措置を除く。

5）学術調査とは、学術資料を得ることを目的に実施するものと、文化財の保存活用に必要な情報を得ることを目的に実施するものを指す。

（４）現状変更等の手続きの流れ

史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理にあたって、必要となる諸手続きの流れについて、通常の現状変更等の手続きの流れと、緊急処理を要する可能性が高いき損・破損（以下き損等とする。）処理の諸手続きの流れについて以下に示す。

１）現状変更等の手続きの流れ

現状変更等を行うにあたっては、事前に佐渡市教育委員会と事前協議を行うことを基本とし、以下に示す流れで手続きを進める。

実際に現状変更行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。

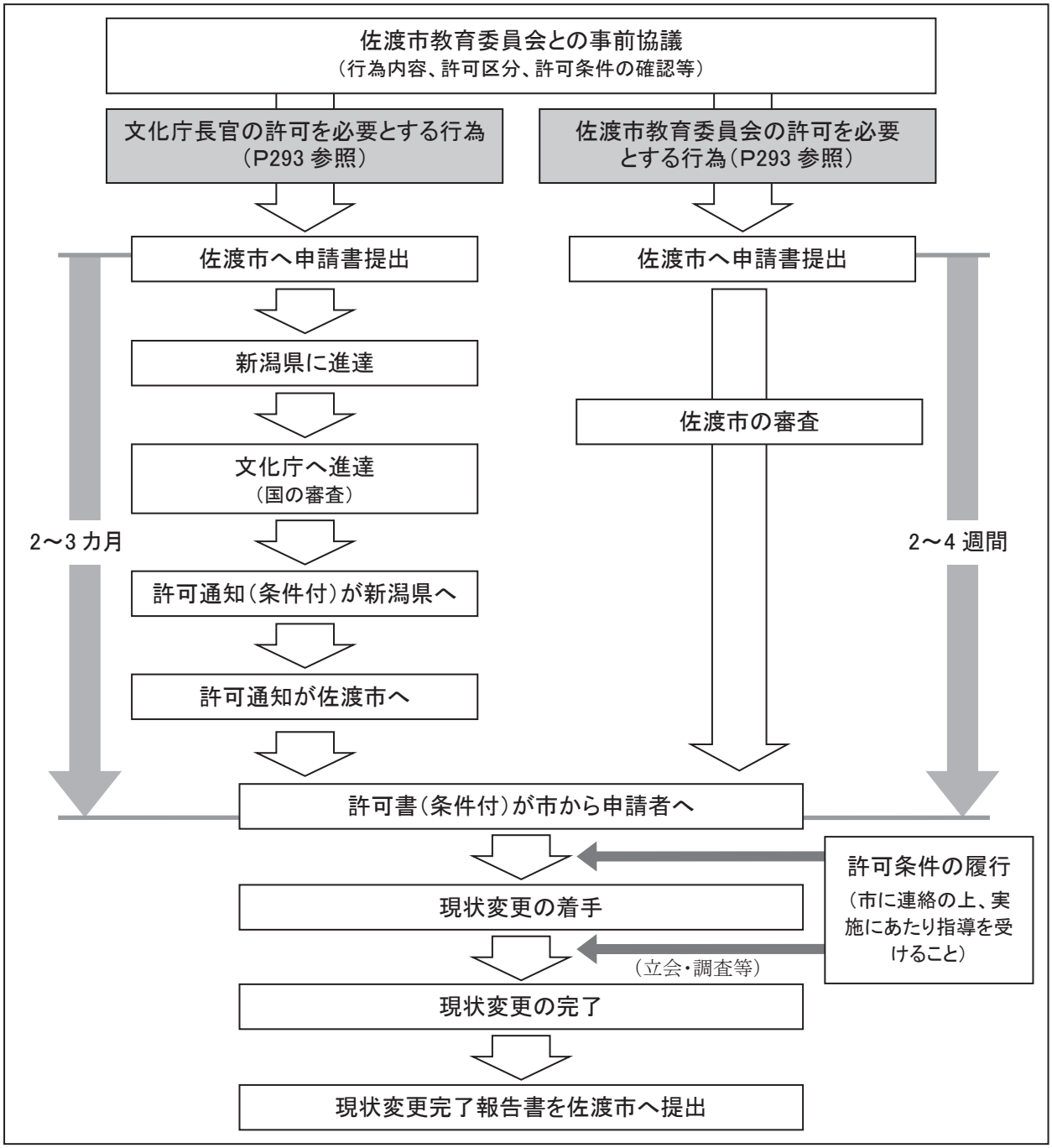

図 3-5：現状変更等の諸手続きのフロー図

2）き損・破損時の手続きの流れ

台風や大雨、地震等により緊急を要するき損等が起こった場合は、通常の維持管理で対処できる軽微なき損等を除いて、先ず、き損等の状況を迅速に佐渡市教育委員会に報告し、き損届の提出を行う必要がある。また、発生したき損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について佐渡市教育委員会と協議を行い、修理手法などの検討を行う（協議は、佐渡市教育委員会の判断により、状況に応じて新潟県教育庁文化行政課及び有識者等と行う）。

修理手法が現状復旧であれば、復旧届を着工の 30 日前までに文化庁長官宛に提出し、修理を行う。但し、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う必要がある。

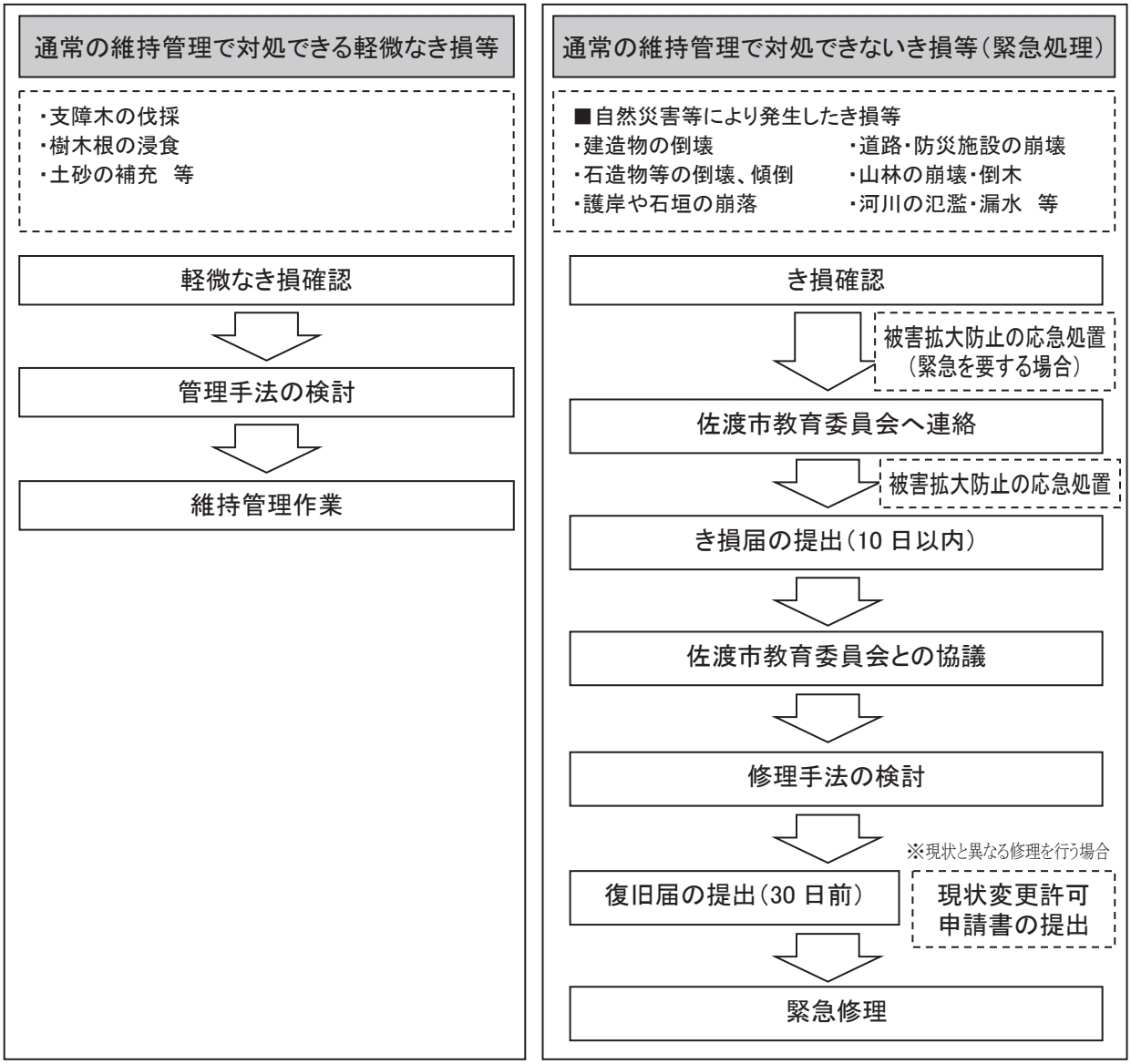

図 3-6：き損・破損時の諸手続きのフロー図

６．周辺環境の保全

現在の史跡指定地の周辺には、史跡に関連する未周知の遺構があると考えられるとともに、指定地内と連続して鉱山操業時の様子を今に伝える山林等の自然的な環境が良好に残されている。

そのほか、史跡指定「相川金銀山地域」の周辺には、佐渡奉行所から鉱山入口の間山番所に至る往還道で、相川の目抜き通り（京町通り）を軸に地割されたまち並み等も残り、鉱山操業時の栄華を今に伝える。

本項では、周辺環境に関しても構成する諸要素を明らかにしつつ、追加指定も視野に入れた「周辺環境を構成する諸要素の保全」の在り方について検討を行う。

また、史跡指定地と調和した景観を保全することで、操業時の様子を将来にわたり伝えていくことができるよう、「史跡指定地の周辺の環境保全」について、その在り方を検討する。

（１）周辺環境を構成する諸要素の保全

「史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素」では、周辺環境を構成する諸要素を「B-1 歴史的要素（ア．佐渡金銀山関連遺跡、イ．その他歴史的要素）」、「B-2 自然的要素」、「B-3 社会的要素」に区分している。

史跡佐渡金銀山遺跡の多くは山間部に立地しており、史跡と連続する形で指定地周辺に残る遺構があると考えられる。これらの遺構は史跡と同等の価値を有する可能性が高いことから、史跡範囲の拡大も視野に遺構分布・範囲確認調査等を計画的に実施していく。

また、遺構が未確認の地域においても、自然災害などにより史跡に影響を与える可能性があることから、史跡と地形的な繋がりに配慮しつつ史跡と一体的な保全を図る必要がある。

史跡佐渡金銀山遺跡の周辺環境を構成する諸要素は下表のとおりであり、歴史的要素については、今後の調査・研究で佐渡金銀山との関連性を明らかにしていく必要がある。

そして、史跡の追加指定や重要文化的景観の選定による文化財保護法での保全に加え、景観法・佐渡市景観条例・佐渡市景観計画、新潟県・佐渡市屋外広告物条例、自然公園法等の現行の法的規制の運用や新たな保全のための規制等の整備によって、史跡と一体として捉えられる周辺域としての環境保全を関連部署と連携・調整を図りつつ推進することとする。

表 3-9：史跡佐渡金銀山遺跡の周辺環境を構成する要素

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>周辺環境を構成する要素</th></tr>
<tr><td rowspan="4">歴史的要素</td><td rowspan="3">佐渡金銀山関連遺跡</td><td>西三川砂金山地域関連遺跡</td><td>◆関連遺構：採鉱・選鉱関連遺構（砂金山跡、砂金江道跡）、笹川集落内に残る工作物・街路、まち並み、水路等</td></tr>
<tr><td>鶴子銀山地域関連遺跡</td><td>◆関連遺構：採鉱・選鉱・製錬関連遺構（露頭掘り跡、間歩群、テラス、製錬遺構、社寺跡、鉱山集落跡、古道等</td></tr>
<tr><td>相川金銀山地域関連遺跡</td><td>◆関連遺構：相川市街地に残る民家・寺社等歴史的建築物・工作物・街路、まち並み、水路、生産関連遺構等</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他歴史的要素</td><td>集落等に残る民家・寺社等歴史的建築物・工作物・街路、水路等（佐渡金銀山に直接的な関係が無いが、一体として歴史的風致を形成しているもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">自然的要素</td><td>山・丘陵・谷・河川・海岸丘陵・海岸等自然地形、植生</td></tr>
<tr><td colspan="3">社会的要素</td><td>集落等を構成する建築物・工作物、農地、道路（市道、県道、農道等）及びガードレール・橋梁等道路関連施設、堤防・護岸等河川関連施設、土留・擁壁類等土木構造物、野外広告物、その他人工物</td></tr>
</table>

（２）史跡指定地の周辺の景観保全

周辺環境の保全の中でも特に景観については、史跡指定地内の初期鉱山集落跡のテラスや操業時の様子を今に伝える近現代の鉱山関連建造物・構造物などの遺構が山間に溶け合うように遺存し、往時の人々の暮らしを今に伝える良好な景観が周辺と一体となって維持されていることが貴重である。

これらの景観を今後も維持していくためには、史跡指定地の周辺の景観についても一体的に保全を図りつつ、改善が必要な景観を史跡と調和させていく必要がある。

西三川砂金山跡では、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」が、相川地区では「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」が重要文化的景観の選定を受け、住民・行政が一体となって保全に向けた様々な取組みを進めている。

また、佐渡市では、平成 28 年度に「佐渡市景観計画」の改定を予定しており、世界遺産暫定リスト記載の「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の周辺環境保全のため、「（仮称）佐渡金銀山特別区域」を設定し、緩衝地帯として保全する。また、同計画では、景観形成基準及び届出対象行為が定められ、構成資産の遺跡・集落・施設・まち並み及び資産への良好な眺望の保全に取り組んでいく予定である。

このように周辺の景観は、重要文化的景観における保存計画や景観法の運用で適切に保全していく。

7．防災計画

（1）想定される災害

本史跡に起こり得る災害としては、地震や台風等の自然災害のほか、火事や破壊行為等の人為的災害、さらに劣化等に伴う遺構の崩落等、次に示すような内容が考えられる。

1）自然災害

①　地震

平成 27 年(2015)に国が公表した最新の調査結果等によると、佐渡島周辺において過去数百年間に地震や津波被害をもたらした震源域と主な地震は、北海道南西沖（寛保元年[1741]：相川柴町・相川鹿伏等で高波被害)、山形県庄内沖（天保 4 年[1833]：島北部・南部の沿岸、両津湾で津波被害)、新潟県北部沖（宝暦 12 年[1762]：相川で石垣崩落・人的被害、昭和 39 年[1964]：両津湾で津波被害)、佐渡沖（1802 年：小木で津波被害)、新潟県南西沖などがある。これらの震源域において大規模地震が発生する確率は低いと想定されている。

近年では、平成 18 年(2006)にマグニチュード 4.9、平成 24 年(2012)にマグニチュード 5.7 の地震が発生したものの、地震に起因する史跡への被害は確認されていない。

②　風害

強風による倒木等を起因とする石垣や地下遺構への影響、斜面の崩壊、建造物の外壁や屋根等の脆弱部分への被害が想定される。

③　大雨・洪水

夏・秋季の大量の降雨による地盤のゆるみや急激な河川の増水によって、史跡内の急斜面地や構造物等に破損等の被害が確認されている。また、坑道など地下水位の上昇等で被害の発生が懸念される箇所が存在する。

④　雪

史跡は海岸や平地だけでなく山間にも分布するため、降雪や積雪による被害、降雪時の枝折れによる樹木被害や建造物の第二次被害、また、建造物周辺や通路等の凍結や急峻な斜面地の崩壊も想定される。

⑤　波浪災害

海岸部に立地する、吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡、大間港では高波等の被害を受ける可能性がある。平成 16 年(2004)に発生した高波で大間港の護岸石積に被害が発生している。

⑥　土砂災害（土砂崩れ・落石）

指定地内は山間部の斜面地を含んでいることから、降雨時期や融雪期におけるがけ崩れ・地すべり・土石流による地形の浸食が発生する可能性の高い場所や、岩盤露出部分で落石が発生している箇所がある。

⑦　塩害

海岸線に近い相川では、潮を含んだ風の影響により、鉄骨や鉄筋コンクリート等の腐食・劣化が課題となっている。

２）人為的災害（火事／破壊行為）

指定地は広域に分散しており、人目の届かない箇所もあることから、火事、破壊行為等の人為的災害に注意を払う必要がある。また、指定地内や隣接地には道路も含まれていることから、自然災害とも関連して自動車事故等が発生する危険もある。

３）その他（劣化等による遺構の崩壊等）

史跡の中でも、特に近現代遺産を構成する要素は劣化が著しく、自然災害や人為的災害と関連して、又は建設素材の劣化等により単独でも遺構の崩壊等が起こる可能性がある。

これらの災害はいずれも文化財である史跡の価値を損なうのみでなく、地域住民や来訪者に被害を与える可能性がある。そのため、これらの災害の発生を防ぎ、また災害発生時には迅速に対応するため、各種災害への対応に取り組んでいく必要がある。

（２）災害への対応

１）遺構の劣化状況や災害発生のおそれのある箇所の把握

本史跡は、史跡指定地が広域に分散しており、また構成要素には様々な素材を用いて構築された建造物・構造物が数多く含まれている。そのため、指定地内の各地区や各要素に対して有効な防災対策を検討するには、史跡の現状や自然条件が遺構に与える影響の把握が必要である。遺構の劣化や地盤の自然崩壊等による落盤等の災害に備えるためには、維持管理の一環として必要に応じて定期点検（モニタリング）等を行い、各種災害に対する事前の予防措置及び災害発生後の対応を適切に実施する。

定期点検（モニタリング）については、史跡指定地が広域であることを踏まえ、遺構の立地環境から災害の影響を受けることにより、遺構の保存上又は公開活用上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を予め把握し、その分布状況を地図上に記載しておき、定期的（年１回程度）や災害後に効率的かつ計画的に点検を行えるようにする。

２）自然災害への対応

本史跡が山間に多く遺存する文化財であるという特徴から、災害の中でも特に、近現代遺産を構成する要素の１つである石垣や法面の崩落に代表される土砂災害が近年では顕在化しており、緊急対応や計画的な崩落防止処置のほか、斜面の保全対策等の検討が必要である。また、倒壊の危険性のある石垣等の工作物や樹木等については、調査・点検のうえ倒伏防止のための暫定的な措置を行った上で計画的な対応措置を検討していくこととする。

こうした防災のための措置を施す場合でも、史跡そのものや景観への影響に十分配慮する。なお、緊急的措置や暫定的な措置の場合でも、史跡への影響を与えないよう配慮しつつ、景観の調和に努める。

次に、主な自然災害に対する対応の考え方を示す。以下にあげた自然災害のほか、落雷等のその他の災害については、発生の頻度や被害の状況を踏まえて、適宜対応を検討していく。

①　震災対策

これまで佐渡市では、地震による史跡の損壊や文化財建造物の被害は報告されていないが、特に石垣の崩落防止をはじめとして、震災対策は重要である。耐震性の調査を実施し強度を把握し、その上で必要な対策を検討する。

②　耐風対策

風による被害が予想される危険箇所の抽出や被害の拡大防止について事前に検討するとともに、日常的な点検を行い、被害防止に努める。

③　水害対策

水害による被害が予想される危険箇所の抽出や被害の拡大防止について事前に検討する。なお、河川に関しては、河川管理者のもと洪水や土石流に対する対応が行われている。

④　雪害等対策

史跡の気象条件を踏まえ、建造物周辺や通路等の除雪を行う。また、被害が生じた部分については、経過観察により原因や脆弱部分を把握し、必要な対応策を検討する。

⑤　波浪災害対策

高潮による被害が想定されるのは海岸部に立地する大間地区、吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡の 3 か所である。大間港については、周辺住民等との協議調整の上、文化財の価値の保護を図りつつ波浪被害の根本的な軽減を図るため、景観に配慮したううえで沖合に離岸堤を設置する。

石切場は恒常的に波の影響を直接受ける立地環境にあるが、名勝指定地でもあるため、波浪の軽減のために景観を阻害するような大規模施設等の設置はできない。しかしながら、操業時から数百年が経過した現状において遺構の著しい劣化は確認されていないことから、当面は経過観察を継続し、変化が生じた場合は取り得る対策を検討する。

⑥　土砂災害対策

急峻な斜面地で発生の可能性が高い、地すべり・がけ崩れ・土石流について市がまとめたハザードマップにおける災害の危険性が高い区域、過去のき損発生か所、点検によって小規模な変化が認められる箇所を中心に監視と経過観察を行う。その結果、土砂の流出や崩壊等の危険性が生じた場合は、関係機関と協議しながら被害の拡大を予防する措置や現状復旧等の必要な措置を講じる。

相川金銀山周辺の岩盤が露出している場所については、落石等による事故に備えて防護柵や防護ネット等の安全対策を関係機関と連携して計画的に講じる。

⑦　塩害対策

海岸部に立地する史跡については、経過観察や各種調査等の結果に基づき、計画的な修理・修復を実施する。

３）人為的災害への対応

①　防火対策

史跡指定範囲内の建造物等の構造や規模を確認し、関係法令に基づき燃焼特性を確認する。また、建築基準法第２条第１項第６号に規定する延焼の恐れのある部分等、隣棟との距離の把握が必要である。既存の消火設備を活用するとともに、消火設備が未整備の場所には、早急に初期消火設備を整備する。また、今後の活用方針に合わせて必要な防災設備（警報・防犯）や通報体制を検討する。

②　防火管理区域の設定

史跡指定範囲を防火管理区域とし､指定地内の重要な建造物を防火対象建造物とする｡また、消防法第８条第１項に基づく防火管理者の選任を行う。史跡指定範囲内の防火に係る環境の把握、火気や可燃物等の管理、安全対策、警備、消防訓練の実施等も検討する。

③　防火・防犯設備の充実

現状把握を行い､既に設置されている設備の数や位置について法令等への適合性を確認する。設備機器の位置や構造、不良事項や注意事項を的確に把握することに努め、危機の機能を最良の状態に保持するため、消防法に定められた点検のほか、自主的な点検を行う。

④　人為的災害の予防

指定地は広域に分散しており、人目の届かない場所もあるため、定期的な巡回・監視体制を構築するとともに、史跡指定範囲や文化財の価値を周知する案内板や名称柱の設置、注意喚起する看板などを設置し、火災や破壊行為等を未然に防止する取組みを進める。

④　指定地内でのイベント等の開催

イベント等の開催に係り、史跡内を活用することは、来訪者が史跡を身近に感じる契機ともなり、史跡への理解を深める上で重要であることから、保存に影響のない範囲で許容する。ただし､イベントや過度な来訪が史跡への現状変更等の対象行為（｢現状を変更する行為｣又は｢保存に影響を及ぼす行為｣ p 294）にあたる恐れのある行為を含む場合は、事前に佐渡市教育委員会と内容の確認と対応策の必要性について協議を行う。